

◎議 事 日 程（第 2 号）

平成25年12月 5 日（木曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 議案第46号 愛西市税条例の一部改正について  
日程第 2 議案第47号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 3 議案第48号 愛西市遺児手当支給条例の一部改正について  
日程第 4 議案第49号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
日程第 5 議案第50号 愛西市下水道条例の一部改正について  
日程第 6 議案第51号 愛西市水道事業給水条例の一部改正について  
日程第 7 議案第52号 愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定について  
日程第 8 議案第53号 愛西市北河田児童館の指定管理者の指定について  
日程第 9 議案第54号 愛西市西川端児童館の指定管理者の指定について  
日程第10 議案第55号 愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定について  
日程第11 議案第56号 市道路線の認定について  
日程第12 議案第58号 平成25年度愛西市一般会計補正予算（第 4 号）について  
日程第13 議案第59号 平成25年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について  
日程第14 議案第60号 平成25年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
日程第15 議案第61号 平成25年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 1 号）について  
日程第16 議案第62号 平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について  
日程第17 請願第 2 号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願について  
日程第18 委員会付託について  
日程第19 発議第 1 号 特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書の提出について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（ 2 3 名）

2 番	島 田 浩 君	3 番	大 島 一 郎 君
4 番	加 藤 敏 彦 君	5 番	真 野 和 久 君
6 番	下 村 一 郎 君	7 番	石 崎 たか子 君
8 番	三 輪 俊 明 君	9 番	鷲 野 聰 明 君

10番 堀田清君  
12番 岩間泰彦君  
14番 大野則男君  
16番 前田芙美子君  
18番 大島功君  
20番 八木一君  
22番 大宮吉満君  
24番 榎本雅夫君

11番 近藤健一君  
13番 山岡幹雄君  
15番 吉川三津子君  
17番 加賀博君  
19番 中村文子君  
21番 鬼頭勝治君  
23番 竹村仁司君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎欠番（1名）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	加藤良邦君	会計管理者兼 会計室長	永田和美君
総務部長	石原光君	企画部長	山田喜久男君
経済建設部長	加藤清和君	教育部長	水谷勇君
市民生活部長	五島直和君	上下水道部長	加賀裕君
消防長	小塚良紀君	福祉部長	小澤直樹君
税務課長	大鹿修君	業務課長	鈴木幸雄君
財政課長	村津友章君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	佐藤敏彦
書記	山田宗一	書記	服部陽介

---

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

皆さん、おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（大宮吉満君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に、追加議案として発議第1号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第46号（質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第1・議案第46号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、15番・吉川三津子議員、どうぞ。

○15番（吉川三津子君）

では、議案第46号の市税条例についてお伺いをしたいと思います。

以前から、前納報奨金については廃止すべきとの提案をさせていただいて、一步前進であろうというふうには思っております。しかし、固定資産税については、率が下げるところにとどまっているわけですが、他の自治体の状況はどうなっているのか。そしてまた、愛西市の今後の方針はどうなっているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず自治体の状況でございますけれども、固定資産税については、54市町村ございまして、24年度までに廃止した市町村が30市町、それから25年度に廃止した市町村が2市、26年度以降廃止の予定の市町が8市町であります。現在、検討、並びに廃止の予定がないという市町につきましては、14市町村でございます。そんなような県下の状況であります。

それで、今後の方向性という御質問でございますけれども、固定資産税につきましては、市民税と違いまして、課税対象となる全ての方が対象となります。そういった状況も勘案しまして、今回、交付率、あるいは限度額について改正をお願いしておりますけれども、当面は改正

後の率で継続していきたいなど。当然これは一つの課題という捉え方の中で、近隣市の動向を見ながら、しばらくは継続したいというふうに考えております。

#### ○15番（吉川三津子君）

先ほどから、全ての対象者にこういった前納報奨金の制度が適用されるから、不公平感がないという御意見でしたが、いろいろ調べますと、この前納報奨金の意味というのは、昔は地方自治の確立のために財源確保が必要であったために、早く税をいただきたいという目的があったと思います。それから、やはり一括納付ができる方とできない方の不公平感、そして固定資産を持つ方と持たない方の不公平感というのがあると思うんですが、その辺の認識について、愛西市のほうはお持ちなのか、その上でこういった結論を出していらっしゃるのか、その辺について確認をさせていただきたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

確かに今議員のほうからおっしゃいましたように、この制度そのものが税収の早期確保と納税意識の高揚ということで、昭和25年度、創設をされたわけですね。しかしながら、今お話がございましたように、当然口座振替制度の普及とか、いわゆる課税に対する利便性というものが向上し、納税意識というものが非常に高くなったという意味合いも確かにございます。

ただ、ちょっと補足をさせていただきますけれども、今愛西市の前納率68%ぐらいあるわけなんですわ、この固定資産税につきましては。それで、いろんな捉え方がありますが、それだけ68%の納付率があるということは、実際、その期別に見てみますと、前期6、7、8ぐらいですか。大体固定資産だけで15億ぐらいの自主財源といいますか、歳計現金的なものが確保できると。そういったメリットもあるわけです。それが確保できるということは、年度当初でもありますので、資金運用的なものが、余裕を持った資金運用ができると。そういったこともちょっと念頭に置きながら、今回継続したいというのは、そういったものも踏まえた中で、そういった発言をさせてもらったという意味です。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、ある程度制度的に、目的もある程度、100%達したとは言えませんが、そんな時期に来ていますので、先ほど申し上げましたように、他市の動向を見ながら、最終的には整理を図っていくという考え方でおります。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

#### ○4番（加藤敏彦君）

今、吉川議員のほうから前納報奨金についての考え方の質問がありましたが、前納報奨金の市民税の廃止、また固定資産税の報奨額の引き下げということですが、影響はどの程度出るのかという点と、それから今固定資産税について前納される方が68%、15億ぐらい税収が入ってくると。余裕を持った資金運用をしているということですが、例えば資金運用によってつくられる利益というか、金額と、また前納報奨額との比較としてはどんなものなのか、わかりましたらお尋ねをいたします。

それから上場株式と一般株式の違いについてお尋ねをいたしますし、またこの問題について、

対象となる方が見えるのかどうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（石原 光君）

まず影響の関係ですけれども、これは予算への影響という形で整理をさせていただきました。

今回、市民税を廃止することによりまして、前納報奨金約700万円、予算が減という形になるわけです。それと、固定資産税につきましては、今回、税率を改正することによりまして約800万円削減が図れるということで、合わせて1,500万ほど影響といたしますか、予算的には削減になるということで捉えております。

それから、資金運用の関係で比較というお話がありましたけれども、市の捉え方として、先ほど私が申し上げましたのは、歳計現金がそれだけ、約15億ほど現金があるということは、資金運用が図れる。その1つとして、短期的に、それから定期的なものもある程度積むことができるわけですね。例えば3カ月あれば、それだけの利息が発生するわけです。ですから、金額によって利息の額というのは、ちょっと今具体的に申し上げることはできませんけれども、捉え方としては、そういったような運用もできると。これがなかったら、年度当初に国・県の補助金もそう入ってませんし、交付税の概算的なものはありますけれども、一時的にそういうものがなければ、当然基金的なものを一時充当するというようなことも考えられますよね。

ですから、今こういった状況の中で、ある程度余裕を持ったという言い方はしませんけれども、そういったような一つのメリットがあるという捉え方をしております。

それから、あの上場株式と一般株式との違いの関係でありますけれども、上場株式につきましては、証券取引所において売ったり買ったりできる株式のことでありまして、一般株式はそれ以外の株式ということで整理ができるというふうに思っております。

今回、上場株式、公募型株式投資、あるいは特定公社債、公募型公社債投資など、これを総括して上場株式等ということで、そういったくくりがあると。そして、未公開株式、あるいは私募型という私個人が募集する株式投資、それから一般公社債、それから私募型の公社債投資など、こういったことを一般株式等と、そういった区分けができるということで整理ができるのではないかとこのように捉えております。

それから、質問でいただきました特例対象者の関係につきましては、今回の改正につきましては課税方式の変更等というのが趣旨でありますので、その特例対象が何人になるのかということについては、この間も概要書の中に適用年月日的なものが付してありましたけれども、この分については、29年1月1日以降が施行ということになりますので、現時点で把握することは、申しわけありませんができません。以上です。

○議長（加賀 博君）

次に、6番・下村一郎議員、どうぞ。

○6番（下村一郎君）

実はこの条例の説明書を読みましてし、説明も聞きましたし、なかなかわからないと。正直なことを言ってわからんという条例改正と受けとめたんですが、客観的にいって、納税者の側からいった場合、改正によって有利になるのか不利になるのか、これが市民の立場で見た場合

には言えるわけでありまして、難解な一部条例改正ですけれども、そこの辺はどうなのかと。

この条例改正によって、税収はどうなるのか。ふえるのか減るのか、この辺についてはどう考えているか。

いずれにしても、国の地方税法の改正や所得税法の改正がごちゃまぜになっているので、本当の難解だというふうに思うんですけれども、その点について、わかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

議員のほうから、非常に難解だというお話をいただきました。

今回の改正につきまして、納税者の方にとって有利になる改正なのか、あるいは不利になる改正なのかという御質問が1点でございますけれども、ちょっとこれは繰り返しになるかもわかりませんが、改めて改正点の関係で触れさせていただきたいと思います。

今回の主な改正点につきましては、特定公社債に係る利子所得及び譲渡損益に対する、いわゆる課税方式が変更された、これが1つです。

そして、これまで上場株式の配当所得及び譲渡所得に限定されていた損益通算範囲を、いわゆる特定公社債の利子所得や譲渡所得まで拡大をしましたというのが大きな改正の内容というふうに理解をしております。

そして、今までできなかった損益通算や繰越控除の範囲が広がったことによりまして、いわゆる納税者にとっては、より有利な選択が可能になったと。こんなような捉え方ができるのではないかというふうに思っております。

それで御質問のございました総体的に見て、今この時点で有利、不利については、ちょっと予測ができません、正直申し上げまして。

そして、税収の関係につきましては、今、わかれば担当課長のほうから御説明させますけれども、ちょっとそれがまだ後からということで、先ほど議員が申されましたように、今回の改正の趣旨というのは、地方税法の改正になるわけでありまして、その前提として、いわゆる個人投資家の市場参加を促すためとか、それから金融所得課税をよりわかりやすくすると。そして、多様な金融商品に投資しやすい環境づくりとか、それから有利な選択を可能とする、これは個人投資家が選択できる範囲が広がったということを申し上げましたけれども、そんなような観点から、地方税法が今回改正をされた。いろいろ文献等を調べてみますと、そんなような捉え方がしてありますので、私どももそういった理解をしております。以上です。

#### ○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

#### ○6番（下村一郎君）

税務課長、お願いいたします。

#### ○税務課長（大鹿 修君）

税収の関係でございますけれども、市民税がふえるか減るかという関係につきましても、大変申しわけございませんが、予測不可能という状況でお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第47号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・議案第47号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

議案第47号ですけれども、この改正による予算的な影響があるのかどうかという点についてお尋ねをいたします。

○市民生活部長（五島直和君）

お答えします。

先ほど税条例のほうで総務部長もお答えしておりましたように、今回の一部改正による影響でございますけど、施行期日が平成29年1月1日ということですので、平成28年1月以降分の確定申告が対象になるということですので、現時点でその影響を把握するという事は、正直ちょっとできないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第48号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・議案第48号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第49号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議案第49号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例

の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、15番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○15番（吉川三津子君）

この先、49号、50号、51号と、同じような趣旨でお伺いをしたいんですけれども、この格差社会の中で消費税アップということで、かなり生活困窮者の方たちが困る事態が出てくるなということを感じているわけですが、この農業集落排水の消費税分値上げということで、お年寄りの独居世帯、高齢者世帯、どれぐらい年間負担がふえてくるということを見込んでいらっしゃるのか。

また、10立米以下、努力して努力して使用料を減らそうとしていらっしゃる方たちが、全体のどれぐらいの世帯、世帯数とパーセンテージ、どれぐらいなのか、お聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、加入者の平均的な世帯では、この影響額は年間どれぐらいになるのか、それについてもお伺いをしたいと思います。

#### ○上下水道部長（加賀 裕君）

この独居世帯、また高齢者世帯としては、申しわけありませんが数字的な拾いはやっておりません。ただ、10立米以下でございますが、こちらの方は独居世帯、もしくは高齢世帯以外の方、単身赴任の方もお見えになりますので、申しわけありませんが、そういうものを含んだ数字でお願いいたします。

まず10立米以下でございますが、立田で322件、佐織で326件、八開で87件でございます。

また、平均的な世帯ですが、2カ月で、佐屋地区で144円、40立米使用した場合でございます。年間で864円、立田地区で168円、年間で1,008円、八開地区でございますが、こちらのほうで4人家族の場合292円、年間で1,752円でございます。また、消費税の影響額でございますが、佐屋地区で2カ月で72円、年間で432円、立田の集排でございますが、こちらのほうで2カ月で90円、年間で540円、八開地区の集排でございますが、2カ月で184円、年間で1,104円でございます。

#### ○15番（吉川三津子君）

値上げするときに、低所得者の方たちがどれぐらいの影響を受けるのかということ考えた上で、これから超高齢化社会になるわけですので、値上げが妥当かどうかという議論がされて当然かなということをおもうわけです。その辺、ぜひ今後そういったことも踏まえた値段設定といたしていただきたいと思うんですが、協議の中で、今回は消費税分なんですけれども、そういった生活困窮者にどれぐらいの影響が出てくるかという議論は、こういう値上げのときにされるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

#### ○上下水道部長（加賀 裕君）

協議の一つにはなろうかと思えます。ただ、低所得者に対してというか、使用数が少ない方、そういう方に対しまして、金額が少なくなりますと。その逆に使用数が多い方にその負担がか

かるというバランスもございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第49号について質問をいたします。

1つは、条文改正のほうで、14条のところで維持管理分担金の長期滞納で加入を廃止するというので、今回廃止ということが出てきたわけですけれども、具体的にどんな方を対象としているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから2つ目は、先ほど消費税分の値上げによる会計への影響ということでありました。今、吉川議員のほうの話でありましたので、収入に関しては、そういう形での影響は今言ったとおりですので、と同時に、今、吉川議員のほうで議論の中でも、いわゆる生活困窮者とか独居世帯に関する配慮ということがありましたけれども、そういう中での値上げの考え方についてありましたが、そうした中で大事なことは、特に上下水道の場合には、例えば県受水等の消費税の還付金というのがあるわけで、3%上がるからといって、単純にその3%分で負担がふえるというわけではないということもあるので、そうしたところで、還付金でどれぐらいなのかということについてもお尋ねをしたいと思います。

○上下水道部長（加賀 裕君）

まず1点の条例の関係でございますが、農業集落排水に接続しましてもう17年以上たっております。その中で、長期滞納者、例えば所在が不明の方とか、または空き家の世帯、相続等が済まされていない、いろいろな事情がございます。こういう方に対しまして、今回、弁護士等ともちょっと相談させていただきました。弁護士さんのほうが、廃止する場合には条例化しておいたほうがいだろうということで、今回、このような格好をさせていただきました。

また、最初、この農業集落排水を始めたときでございますが、各家庭というか、受益者の方から事前に同意書等をいただいております。同意書をいただいて、3年以内に接続ということで、その中に明文化しておりますが、それが実際には行われていない世帯が結構ございますので、そういう方を対象に、今回、実施したいと思っております。

あと消費税の影響範囲は課長から答えさせていただきます。

○業務課長（鈴木幸雄君）

それでは、消費税の関係につきまして御説明申し上げます。

消費税というものは、一応売掛金でございますが、これが1,000万円以上が対象になります。

そこで、今回消費税の改正、5%から8%に改正をお願いするわけでございます。当然課税売り上げが仮に8%になった場合、その差の3%の部分は増額の収入となりますが、そこで課税仕入れ価格でございます。こちらのほうも5%から8%になるわけでございます。その中に、例えの例でございますが、県水購入費も5%から8%、それから電気料、それから修繕費、工事等も5%から8%になります。

それで、課税売上額から課税仕入れ額を差し引きまして、それから残った部分に対して消費

税を納付するわけでございます。その差額分の上った部分に対しては、全く差し引きゼロという考えでお願いしたいと思っております。

ただし、公共下水の場合におきましては、今現在、工事のほうは消費税、今度5から8%になりますと、そちらのほうで多く払っている形なものですから、その接続された部分がまだ少ないものですから、その部分を差し引きますと、還付金で戻ってくるという形でございますので、よろしくお願いしたいと思っております。

**○5番（真野和久君）**

公共下水に関しては、今多く払っているの、還付金も多いという話でした。そういったことを含めて、値上げを考える際には、対応していくことが必要ではないかと。3%、単純に上乘せするのではなくて、一定の配慮というのが大事ではないかと思っておりますので、先ほど低所得者の話がありましたけれども、全体的なところについても、単純に3%上げるから3%ではなくて、その辺は配慮する方向は大事だと思いますので、その点について、もう一度確認をしていきたいというふうに思います。ぜひとも検討していただきたいと思っておりますので、その点について答弁をお願いします。

**○上下水道部長（加賀 裕君）**

先ほど言いましたように、使用してみえる方が少ない方、要するに高齢者とか独居世帯でございますが、そちらのほうに優遇というか、少なくすると、その分が影響するのは多く利用をしてみえる方のほうへその分がかかってきますので、全体の収入によって一つの運営をしておりますので、今後の課題ということで、申しわけありませんが、その辺は今現在ここでどうのということは申し上げられませんので、よろしく申し上げます。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第5・議案第50号（質疑）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第5・議案第50号：愛西市下水道条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、15番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○15番（吉川三津子君）**

先ほどからいろいろ説明を受けて、低所得者の方々に優遇すると、たくさん使う方々に負担が行くという話でしたが、低所得者について、生活していけなくなるような事態になっては困るわけですので、やっぱり福祉的な意思というか、方針を含めて価格を決めていくのが行政の価格ではないかと思っておりますので、ぜひその辺は考え方を改めて、次の課題として考えていただ

きたいと思います。

それからあと、農業集落排水のほうででも、最低の10立米に押さえている世帯がかなり多いなということを感じました。努力しても、努力しても、10立米以下の方たちは、努力してもこれ以上価格が下がらない。1立米当たりの価格が高くついてしまう方たちもかなりいらっしゃるという部分で、これはもう一度、これだけの世帯があるならば、再考しなければならないなと。

そこでお聞きしたいのは、下水道については、高齢者世帯だとかいう視点では調査してないということだろうと思いますが、10立米までの世帯というのはどれだけあるのか。全体の何%ぐらいの方たちなのか、ちょっとそれをお聞かせいただきたいと思います。

**○上下水道部長（加賀 裕君）**

月に10立米ですが、佐屋地区で239件、また佐織地区で139件、合計で378件と把握しております。

ただ、全体の何%というのは、ちょっと把握しておりません。申しわけありません。

**○15番（吉川三津子君）**

全世帯加入していらっしゃる中の、これが何件なのか、多分すぐおわかりではないかと思うので、もしかしてわかれば教えていただきたいと、後でも結構ですので、加入世帯が絶対すぐわかると思いますので、何%かすぐ出ると思います。

それからあと、市長か副市長にお伺いをしたいんですけども、私、電気代、ガス代、その他生活に必要なもの、かなりの値上げになると思いますが、この水道代、下水道代の値上げを決めるに当たって、こういった生活困窮者の方たちがどれぐらい、この消費税値上げで負担が年間ふえるんだろうか。その辺、お考えになったのか。もし腹の中にこれぐらいふえるだろうなという数字をお持ちならば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

**○副市長（鈴木 睦君）**

今の質問については、今回は協議はいたしませんでした。

**○議長（加賀 博君）**

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

**○5番（真野和久君）**

まず、先ほどと同様に、下水道における消費税分の値上げによる会計への影響や、標準的な家庭での影響額ですね。その点についての試算を教えていただきたいと思います。

**○上下水道部長（加賀 裕君）**

まず標準的な世帯、2カ月40立米使用した場合でございますが、180円で、年間で1,080円でございます。

また、平成24年の調定ベースでございますが、170万円の増額になるかと思っております。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

公共下水道の下水道料金に関しては、負担が金額的にも非常に高いというようなことも言わ

れています。また、接続に関しても、その負担等も重いということもありまして、そういう点でも今回の値上げというのは、先ほどと同じような理由ですけれども、単純に3%上乘せというのは、考え方として改めるべきではないかというふうに思うわけです。

と同時に、先ほどの課長の答弁でも、公共下水に関しては、当然今つくっている最中ですので、そういうところでの建設費等の還付金等もあり、多分それをまた利用して、新たにできるだけ進めていきたいというような考え方になるかもしれませんが、当然できるだけ早く整備して、できるだけ多くの方につないでいただくということも当然必要だと思いますけれども、一方では、そうした下水道料金が非常に大きな負担になっている。特に、今つなぎ始めてやっている方でも、それが非常に大きな負担になっているということは言われるわけですね。こうした中で、消費税の増税によってさらに負担が大きくなる。そういったことというのは、簡単に放置すべきではないと思いますので、この点についても、ぜひとも検討していただきたいというふうに思いますので、考え方をお願いします。

○上下水道部長（加賀 裕君）

担当部署としましては、公共下水、住環境に対してとても必要なものだと考えております。そういうものを込んだ上で、今後、いろいろ料金等も検討していきたいと思っております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第51号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第51号：愛西市水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、15番・吉川三津子議員、どうぞ。

○15番（吉川三津子君）

議案第51号について質問させていただきます。

先ほど副市長から、生活困窮者の負担増については協議されていないということで、今回、こういった下水道、水道代の料金が設定、水道についてもそうだろうというふうに思います。とてもそれは残念なことで、これから4月以降どうなるのかなということが大変心配なんです。ここでも八開、佐織の水道関係で、八開のほうは20立米が基本的なラインになっております。

そこで、再度同じような質問になりますが、八開地区での20立米以下、そして佐織地区の10立米以下、どれぐらいの世帯があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○上下水道部長（加賀 裕君）

合計でございますが、2,088世帯でございます。

○15番（吉川三津子君）

大体何%ぐらいに当たるか、わかりますか。

○上下水道部長（加賀 裕君）

約20%に当たります。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

これについても、1つは先ほどの事業の影響額についてお尋ねしたいと思います。まずお尋ねをいたします。

○上下水道部長（加賀 裕君）

平成20年の調定ベースで試算した場合でございます。1,230万円の増額になります。以上でございます。

○5番（真野和久君）

水道料金に関して。

○上下水道部長（加賀 裕君）

水道料金でございますが、佐織地区の水道でございますが、平均40立米実施をした場合でございますが、130円、年間で780円の影響が出るとっております。

また、八開地区でございますが、250円、そして年間では1,500円の負担増になるとしております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

今回の、基本的に40立米でいってそのぐらいですけれども、結構60ぐらいになると、かなりまた大きな負担になってくるということがあるのではないかというふうに思いますので、その点の金額をもう1つ教えていただきたいのと、それから水道料金の問題は、これは前回も質問させていただきましたけれども、佐織地区と八開地区の料金統一の課題というのもあります。

その中で、例えば先ほどの最低使用の使用料の課題とかも踏まえて、今改定作業等も行っているとは思いますが、そういう点でいうと、今後、改定作業をしていくということもあって、そうした中で、今回、消費税分をそのまま引き上げてきたということですので、その点も含めた形で料金改定のほうは考えられなかったのかというようなことも含めて、しっかりもう少し考えていただきたいと思っておりますし、県水との関係もありますけれども、必要な部分についての支援、特に愛西市の市有の上水道ですので、例えば災害時の利用とか、そうしたものも含めたさまざまな一定の支援等も配慮しながら考えていっていただくことも必要だと思いますので、その点、消費税の問題、それからそうした部分も含めた今後の料金改定のことについて、どのように考えられているのかの答弁をお願いします。

○市長（日永貴章君）

私から、若干答弁をさせていただきます。

先ほど副市長が検討していないという発言もさせていただきましたけれども、個々にはそういう独居の方、高齢者世帯の方のことも、当然それぞれが考えていると思いますし、今回、5%から8%に変わるということで、それぞれの事業に対してどれぐらいの影響額が出るのかということも、当然考慮させていただきました。

今後につきましても、今真野議員からもおっしゃられましたけれども、それぞれの立場の方々にどれほどの影響が及ぶのかということも当然考えていかなければなりませんし、不足した場合にどのような影響が出るかということも当然考慮した中で、こういう使用料等は考えていかなければならないというふうに考えておりますので、真野議員さんたち、またほかの質問のあった点についても、今後十分に検討しながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第7・議案第52号（質疑）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第7・議案第52号：愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、23番・竹村仁司議員、どうぞ。

**○23番（竹村仁司君）**

議案第52号：愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定について、質問いたします。

議案の中で、5番、募集及び指定の経過、7. 選定結果についての質問になりますが、7の選定結果のところ、第1回指定管理者選定委員会において、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会について確認したとありますが、第1回指定管理者選定委員会の日付が平成25年8月2日ですが、申請書受け付け期間が8月6日から8月20日という期間になっておりまして、第1回指定管理者選定委員会において、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会について確認されたのでしょうか。

また、2点目に、第2回、第3回指定管理者選定委員会は、どのようなことが行われたのでしょうか。

3点目に、プレゼンテーション及びヒアリングで80.6点という得点になっていますが、最低ライン何点以下は指定管理者として認めないという規約があるのでしょうか。

以上3点についてお伺いします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

それでは、お答えさせていただきます。

まず今回の選定委員会ですが、3回行っております。

まず第1回目の選定委員会におきましては、指定管理をお願いする施設の現況でありますとか、募集の方法、あと受け付け期間ですとか募集要項の内容等について審議をしていただいております。

その中で、募集方法については非公募といたし、現在もう既に指定管理者として管理をしていただいております社会福祉協議会の内容について説明をさせていただいております。

申込期間が8月6日からということにつきましては、そういった審議を1回目にしておりますので、その後に具体的な募集要項に基づいて申請を受け付けるといった内容でございます。

2回目につきましては、募集要項に基づきまして、社会福祉協議会のほうから企画提案書が提出されておりますので、その中身について審査をしていただいております。で、おのおのの委員さんがそれぞれの立場から御意見をおっしゃっておみえになります。

それを受けまして、第3回につきましては、実際にプレゼンテーションとヒアリングをさせていただきました。この総合的な得点については、3回目で得点をつけていただいております。

そして、3点目の点数についての決めでございます。

今回の募集要項につきましては、60%に満たない場合につきましては適格者とはみなさないといった内容が記載してございます。総合得点の中で60点に満たないという形になっておりますので、今回、配点が100点満点の配点でございましたので、この場合のラインというのは60点になります。以上でございます。

### ○23番（竹村仁司君）

2点ほど確認をさせていただきたいんですが、第1回の指定管理者選定委員会において、任意指定ということですかね、社会福祉協議会に任意指定するということを決められたのか、その後、2回、3回と話を聞かれて、またヒアリング、プレゼンテーションをして、3回目のときに、今回は募集が1カ所だったので、任意指定というふう決められたのか、御確認したいのと、それからこの選定理由の中にもありますけど、配点からいくと、団体の基本方針とか、実績、能力、施設管理の理念、施設の設置目的を達成するための考え方というような点が特に評価の対象になっていると思うんですが、実績、能力の面で、社会福祉協議会がすぐれているという、具体的なもし例などあれば、お聞かせください。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず1点目でございます。先ほど少し言いましたように、1回目の選定委員会におきまして、募集については非公募とするといった内容を選定委員会で決めていただいております。したがって、この時点で公募はいたしませんので、1者のみの指定ということになります。2回目以降につきましては、その運営についての内容が的確であるかどうかの審査をさせていただいたということになります。

それから、配点のところ、評価対象のところがありましたけれども、この辺につきましては、企画提案書、それからヒアリングの中でそれぞれに細かい内容を聞いていただいて、評価をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（加賀 博君）

次に、15番・吉川三津子議員、どうぞ。

○15番（吉川三津子君）

それでは、八開の総合福祉センターの指定管理者についてお伺いをしたいと思います。

長いこと指定管理者をやっているならば、当然いろんな課題とか、自己評価によって反省点、よかった点とか、いろいろ出てくると思いますが、今までに課題となったこと、問題となったことはなかったのか、それについてお伺いしたいと思います。

そして、あと新たに指定管理、5年されるということなんですけれども、今後、運営において、こういったことを改善するんだと。新たな事業を提案しているんだとか、そういった変化、方向性等についても変化があるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○福祉部長（小澤直樹君）

まず第1点目でございます。平成21年から指定管理をしていただいておりますが、今までの運営でもって問題があったのかなかったのか、課題があったのかなかったのかという御質問につきましては、毎年モニタリングをさせていただいておりますし、利用者のアンケート調査等もさせていただいておりますし、私どものほうで総括評価といった作業もさせていただいております。この中で、ほぼ満足できる結果が得られておりますので、特に今まで問題はなかったということで考えております。

2点目の、新たな課題に対してどう取り組んでいくのかという部分でございます。

まず大きな話といたしまして、社会福祉協議会の存在そのものは、社会的にある程度認められております。そういった組織に対して、市の施設を使わせるという形になるわけですけれども、このスタイル自体につきましては、現在のところ変えていくような考えは持っておりませんが、いわゆる指定管理者制度として指定をお願いするという趣旨から考えて、社会福祉協議会本来の固有の事務に使っている部分については、いわゆる指定管理の部分からちょっと外した考え方を取り入れていきたいということも考えておりますし、現在進めております公共施設のあり方等の協議の中で、いろいろな検討がなされていくのではないかと考えております。

それから、実際の事業内容についてでございます。

これにつきましては、指定管理の今回の議案もそうですけれども、とりあえず当面の5年間をお願いするといったことございまして、毎年毎年の事業内容、管理の内容につきましては、毎年協定書を締結して確認をしていくといった決めになってございますので、時代の新しい課題については、そのときそのときで協定書に盛り込んでいきたいということで考えております。以上です。

○15番（吉川三津子君）

そうすると、次年度さえもこの事業計画書的なものは提出がされていないのか。そこで何がされていくのか。自己評価というものも、きちんと市として入手すべきだというふうに思うんですね。こちら側から評価するのではなくて、やっている側の自己評価というのはとても大切

だと思っんですけれども、そういったものも入手されていないのか。最低限、次年度の事業計画とか、自主事業とか、そういったものはきちっと確認されて初めて評価ができるのではないかと思います、その辺どうなのか、確認したいと思っんです。

それから、やはり社会福祉協議会に対して補助の見える化、ガラス張り化というのはとても大切だと思っんです。今、金銭での補助はわかるんですけれども、建物とかいろんな資産での補助というのがとても見えにくいところでの見える化が必要だと思っんですが、その辺についてどう進んでいくのか、お伺いしたいと思っんです。

それから、今まで問題がなかったとおっしゃるんですけど、私のところにはいろいろ苦情が来たわけで、会議室とか調理室の利用について、もう少し広く利用ができるようにしてほしいとか、いろんな声が届いているわけですが、その辺について、現在どうなっているのか、改善をされるのか。あいているのに使われていない、ほこりをかぶっている、調理室等がね。そういった状況で、大変もったいなと思っわけなんですけれども、その辺の改善については協議されているのか、伺いたいと思っんです。

それから、発達支援事業わかばのほうで、これから次年度に向けて充実をしていくというお話なんですけれども、そこの施設を使っているわけですが、次年度からのわかばの運営に変化があるのか、その辺についてをお伺いしたいと思っんです。

それから、市長のほうからも施設の再編成ということで、これから進めていくということですが、この指定管理者、5年の契約というところで、何らかの問題が出てこないかどうか、その辺、変更があっても、私は指定管理者は単なる約束にしかすぎないので、問題はないと思っっているんですけど、その辺の認識はどうなっているのか、お伺いしたいと思っんです。5点です。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず第1点目、社会福祉協議会自身の自己評価、それからそういった内容について入手をしていくべきではないかという御指摘でございます。

当然、私どもについては、補助金の交付団体という性格も持っておりますので、その辺の資料については、随時取り寄せております。

あと、毎年協定書で締結していくということの説明の大前提といたしまして、先ほども竹村議員のところでも説明をさせていただきましたが、5年間の企画提案書というのは、私どもが作成しました業務仕様書に基づいて提案がされております。当然、その中身は評価した上で、なおかつ変化があったものについては、毎年の協定書に盛り込んでいくというのが基本姿勢です。何もなくて協定書を結ぶわけではございませんので、そういった中身についても審査をしていただいて、一定レベルにあるといった評価をされて、今回指定をさせていただくものでございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、補助のガラス張り、補助の内容が見えにくいといった内容でございます。この辺は、我々も非常に気を使っているところでありまして、御存じのように、社会福祉協議会には人件費補助だけでなく、いろんな事業の委託というものが現在なされております。これが重複して支払われていることがないように、我々としてもいろいろ資料を求めたりして監視をして

おるところでございます。この辺については、よりわかりやすい形にしていく必要があるという認識は持っておりますので、努力していきたいと思っております。

それから、3番目といたしまして、私どもも苦情的なものはいたできております。いたできておりますが、全体の評価としてどうかという御質問であれば、とりあえず大きな問題はなかったという結論でございます。何も問題がないということをおっしゃるわけではございませんので、いろいろ苦情等もいたできておるのも事実であります。そういった場合については、一々指導はさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、4番目のわかばの話になります。

わかばのところにつきましては、また一般会計補正予算のところでは議員のほうから御質問もございました中で触れていきたいと思っておりますので、そのときにお答えさせていただきたいと思っております。

[発言する者あり]

わかばについては、あそこで市の直営の施設があるということ自体に多少問題があるということは認識しておりますので、そういった方向で事業の整理といいますか、統一をしていきたいということと考えております。

それから、最後の質問は、私がお答えしてもよろしいでしょうか。

施設の再編云々については、これは市全体の話の中で、私ども福祉関係と教育委員会は非常にたくさんの施設を持っておりますが、これは最初の答弁でもお答えさせていただきましたように、公共施設全体のあり方の中で協議をされていくということと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

#### ○市長（日永貴章君）

最後の施設の関係でございますけれども、この社会福祉協議会だけではなく、いろんな施設を指定管理者等、今やっております。

この中で、やはり指定管理者にそぐわないものも、もう既に私どもとしては協議をさせていただいております。全ての公共施設の中で、指定管理者を今現在しているところの施設も、現状では問題があるというふうな判断になれば、当然こちらの方針に従って、順次いろいろな整備、目的を変えた使い方をさせていただきたいというふうな方針を今後進めていきますので、御理解、またいろいろなアイデアをさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○15番（吉川三津子君）

答弁漏れです。

先ほどから調理室、会議室等の利用について改善があるかということと、それからわかばについて、そういう方向でとおっしゃったんですが、どういう方向なのか、ちょっともう少しきちんと御説明いただきたいと思っております。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

利用率が低いということは、私どもも聞いております。これについては、いろんな団体になるべく使っていただきたいというようなこともPRをさせていただいております。なかなか利

用率が上がってこないというのは、実際、悩みの一つではございます。

それから、わかばにつきましては、これは初日の全協のところでも少し申し上げた部分もありますが、実際その指定管理をしている施設の中に直営の部分があるというのは、まずもって一つ、多少の問題があるだろうと。

これについては、先ほどの社会福祉協議会が社会福祉協議会独自の事業をする部分については、指定管理の部分から少し切り離れた考えをしていきたいというのとダブっておりまして、市が直営でやるのとは違いますので、結局団体独自のものは私どもは指定管理をしている事業ではございませんので、そこは明確にしていきたい。

そういった中と、もう1つ、わかばにつきましては、保育園等、児童福祉全体の中で施設が余裕ができていく、そういった中で資金的なものも限られていく。その中では、今までどおり進めるのではなくて、より高度なサービスを提供しようと思うと、資源をある程度集中したほうがいいのではないかという考えも福祉部でっております。

そういった流れの中で、事業の再編を考えていきたいということでございます。今後また、もう少し具体的に述べさせていただきたいと思っております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時10分再開といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第53号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第53号：愛西市北河田児童館の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、23番・竹村仁司議員、どうぞ。

○23番（竹村仁司君）

児童館に関しましては、来年度、小学校6年生まで拡充するという我が市の素晴らしい英断がございまして、それにかかわることですが、議案の中の、7. 選定理由の結果の中で、来年度の実施計画、小学校6年生まで拡充に関して、それぞれプレゼン及びヒアリングでどのような提案があったのか、お伺いします。

もう1点、選定結果の中で、項目エの子育て支援事業について、また項目オの放課後児童健

全育成事業の2点については、児童館においては一番大切な項目だと思いますが、採点でいくと夢んぼのほうが高いわけですが、今回のこの指定管理で選ばれた社協は、項目クの事業収支計画についてが高評価になっています。

児童館という子育て支援事業、児童の健全育成事業をなす施設で、事業収支を最優先して選ばれたのはどのような考えか、お伺いします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず第1点目、6年生までの利用拡大について、どのようなプレゼンがあったのかということでございます。

今回、応募のありました2つの団体につきましては、もう既に児童館の指定管理者として実績がございます。その中で、プレゼンの中としましては、特に触れることはございませんでした。実際に6年生までというか、中学生も高校生も実際に児童館は現在でも利用はしております、その中で特にという形では触れられてはおりませんでした。

これを受けまして、委員さんのほうから、児童クラブ、来年度から拡大になるんですけども、対応についてはどうしていただけますかという、逆に御質問がございました。2つの団体とも、もともと高学年も含めた居場所づくりということについては事業としてやっておりましたので、人事も含めて体制の強化を図っていきたく。具体的にはもう少しありましたけれども、そういった趣旨のお答えを両方ともしておみえになりました。

それから2点目の、要は事業収支だけで選んだのかという御質問でございますけれども、これについては、各配点というのは、それぞれの事業について審査項目及び配点を決めていって、総合得点で評価をするというルールでもって募集を始めておりますので、あくまで全ての審査項目について審査をしていただいて、トータルとして差がついた部分は、その大小に関係なく、得点の多かったほうについて採用させていただくということでございますので、おのおの項目について見ることはございません。

例外といたしましては、全く合計点が同じになった場合については、議員がおっしゃられるような考慮はあるかもしれませんが、あくまで総合得点で差がついておりますので、たくさん得点をしたほうが採用されるといった内容でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

#### ○23番（竹村仁司君）

少し確認なんですけど、今、6年生まで拡充ということに対しては触れられなかったということですけども、市として、新しくそういう計画で、施設、児童館を運営していこうということで、今現在来ている6年生の子たちは使用料は払ってなくて、一旦学校から家に帰って、また来ているだけで、実際、児童クラブを使用している子ではないので、その辺のことをヒアリング、あるいはプレゼンで述べられないというのは、市として何らかの指導なり、今、今後どうしたらいいかというような質問があったということですけど、それに対して、何か市としての、例えば方向性なり、こうしたらどうですかとかいうようなものも必要なんじゃないかなと思いますので、その点について1つ質問させていただくと、これは以前、私も質問したこと

もあると思うんですが、指定管理の5年ごとの見直しということで、特に子供というのは、これは今後の事業見直しにもつながってくるかと思うんですけど、子供というのは非常に人間関係において大切な成長期にあると思うんです。

不安定な時期、壊れやすいような時期に、北河田児童館でいえば、最初に新設されてから5年間、ずっと夢んぼさんがやっているわけですが、今回、こうして6年生まで拡充という、新しいことが取り入れられる。聞く話によると、放課後子ども教室も廃止ということですので、そういったことも取り入れたことをやっていかなきゃいけないのを、全く新しい指定管理者でまた始めるというのは、私はどうかなということをおもうんですが、その辺のお考えをお伺いします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず第1点目の、いわゆる高学年の利用について、市として指導しなきゃいけないのではないかと。この点につきましては、募集をさせていただくときに、十分説明はさせていただいております。しかしながら、企画提案書の中、それからプレゼンテーションの中では、事業者のほうとしては触れられておりません。ですので、委員さんのほうから御質問が出たといった経過でございます。

当然、ここについては考えてないわけではございませんで、実際に高学年までの児童クラブの利用というのは、新たな利用というのは、我々としてもそんなにはたくさんないであろうと。3年生の子が次の年、4年生になったときに利用されるといった例が多いのではないかと。実際は考えてございます。そういったところもありまして、事業者のほうも、現在の延長線上で恐らくできるといった判断をしておったように思います。

それから、2点目の、5年ごとの見直しによって、子供たちに戸惑いが出るのではないかと。といった御指摘でございます。

この辺は、非常に微妙な部分も実際はございます。ですので、これは公募、非公募を検討する場合に、委員さんのほうからもある程度の御意見はいただくわけですが、その中で、ある一定以上のレベルでもって児童館の運営をしていただければ支障はないという判断で、公募だという結論になっております。

それと、いわゆる引き継ぎについても十分していただけるような内容を提案いただいておりますので、そういったものを含めて、全体的に業者選定をさせていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、2番・島田浩議員、どうぞ。

#### ○2番（島田 浩君）

議案第53号：愛西市北河田児童館の指定管理者の指定についてお伺いします。

北河田児童館の指定管理者が、4月から夢んぼから社会福祉協議会に変更になるということですが、指定管理料は減額となるのか、具体的に幾らになるのか、お伺いします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

夢んぼから社会福祉協議会に、今回変更になるといった内容でございます。

先ほども少し御答弁させていただきましたが、実際には、具体的な委託料というのは協定書によって決まります。決まりますが、当然事業者のほうから出てきた企画提案書の金額というのがベースになります。

今回の提案の内容等を説明させていただきますが、現在委託している委託料につきましては、平成25年度としましては2,134万9,000円の指定管理料で協定を結ばせていただいております。

今回、社会福祉協議会のほうから応募がありました資料の中で、これだけでやりますといった指定管理量が1,873万4,000円という御提示をいただいております。これにつきましては、募集当時、5%の消費税で計算しておりますので、実際にはこれよりちょっと高くなると思いますが、こういった御提示をいただいておりますので、これをベースに協定を結んでいくことになろうかと思っております。したがって、200万ほどの減額になるといったところでございます。以上です。

## ○2番（島田 浩君）

わかりました。ありがとうございます。

また、4月1日から指定管理者が変わり、児童館の職員もかわるわけでございますが、利用者に影響がないように、スムーズに移行していただかなければいけないと思っておりますが、指定管理者の引き継ぎは具体的にどのように行うか、お伺いします。

## ○福祉部長（小澤直樹君）

今回の議会で議決をいただきますれば、すぐにでも事業者のほうに連絡をいたしまして、新年度をスムーズに迎えられるように、保護者の方の周知ですとか利用者の周知、そういったものを含めまして、早速準備をしていきたいと思っております。以上でございます。

## ○議長（加賀 博君）

次に、13番・山岡幹雄議員、どうぞ。

## ○13番（山岡幹雄君）

重複しますが、議案第53号の愛西市北河田児童館の指定管理について、今回、選定結果について、合計点数が、差が0.4あるわけですね。そこで、事業計画、収支計画が8.4差があるわけですが、先ほど部長のほうから、総合的に0.4でも0.1でも上回っておれば、そちらのほうで指定管理という御答弁がございました。

それで、先ほど金額200万ほど減額だということでお話があったんですが、そこでちょっとお尋ねするんですけど、ほかの自治体もそうですが、指定管理をした後、そこにお見えになる臨時職員、雇用者の関係が、ちょっといろいろ調べさせていただきました結果、今度おたくを採用してもいいよと。ですけど、賃金を2割ぐらいカットするよということ、それでよければ雇用しますということで、今回もこの200万という差金をされて、総合点数で社会福祉協議会がとられたということですが、先ほど八開の施設の社福の関係もそうですが、随時、市のほうは検証するようなことがあるんですけど、今後、このような200万の削減ということがどうしてできるのかどうか、僕も疑問ではないんですが、その辺、この委員会のほうで協議は

されたかどうかお尋ねと、そういう雇用者の今後の課題に対して、市はどのように対応されるか、御答弁をお願いします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

得点差0.4のところについては、御理解をいただいたものと思っております。

臨時職員につきましては、再雇用の話があるないということも聞いておりますが、最終的には個人と事業者との契約であるということは、大前提としては思っております。現在ある資源でもって運営をされるという場合もございますし、短期雇用というような形で雇用をされるという場合もあるということは伺っております。

そういった中でございますので、一人一人の雇用についてお伺いすることではございませんが、今回の200万近い減額については、委員さんのほうからも、具体的にどういったところで減額をしていくんだというような御質問も実際にありました。その中で、こうこうこういったところで減額ができると思います。現に実際やっていて、これぐらいのところで済んでいるところもありますといったような御回答もありまして、その辺は委員さんのほうで評価をされたと思っております。

低い賃金云々につきましては、先ほども言いましたように、基本的には個人さんと事業者との契約であるということは思っておりますが、余り極端に、弱い者いじめといいますか、そういったことにならないようには、気にはしておりますが、大前提は大前提として認識はしております。以上でございます。

**○13番（山岡幹雄君）**

その辺の検証をきちんとやっていただきたいとお願いして、あと年度で4月1日から社会福祉協議会が北河田を管理されるわけですが、春休み期間中で、生徒の方も多分戸惑いがあるかと思うんですが、その辺の市のお考えと、あと北河田の指定管理とはちょっと外れるわけですが、愛西市で佐屋地区のみ、児童館等指定管理はされてないんですが、以前私が伺った折には、厚生労働省と文部科学省の関係で、幼稚園、保育園が、国のほうの法律が定められれば、佐屋地区のほうも検討するようなことを以前の部長が言ってみえたんですが、今後の市の児童館に対する指定管理の考え方をお答え願います。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

まず1点目でございます。4月1日で年度が変わりますので、そこで指定管理者もかわるといったところで、春休みという利用期間中に管理者がかわる。非常にぐあいが悪くないかという御指摘でございます。

確かにこの点については、私どもも感じてはございます。どうしても、子供たちも今担当している先生が急にばたばたしかけて、ちょっと雰囲気が違うなということは感じているというようなこともあろうかと思いますが、この辺につきましては、今現在の制度上の中で、どこかで線引きをしなければいけないというところで、4月1日ということになっておりますので、ここを例えば年度の途中にいたしましても、児童クラブを利用している子供たちにとっては同じこととなります。どこかで線を引かなきゃいけないというところでは、現在のところ4月1日

が一番都合がいいのかなと考えております。

2点目の、今後、例えば佐屋地区の直営の児童館を指定管理にしていくようなことが検討されるのかといった御質問でございます。

これについては、当然ここは聖域ではございませんので、検討の中に入れていくということも必要かと思っております。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

次に、15番・吉川三津子議員、どうぞ。

○15番（吉川三津子君）

北河田児童館の指定管理者について、質問させていただきます。

こういった同様の問題は、せんだって草平の児童館においても、指定管理者が変わるということで、議会の中でもいろいろ協議がされたわけですが、ここの中で、先ほどから言われているように、6年生までの児童クラブが始まるということは、決して大した問題ではなくて、夏休みはかなり6年生まで来ます。その中で、高学年というのは、3年生までとは全く違って、いじめとか、いろんな問題を抱えてやってきます。その中で、そういった評価がされずにこれは決定されたということについては、大変問題があるなということを思っております。

私も子育て支援に日ごろからかかわっておりますし、そういった高学年の子供たちのいじめへの発展の仕組みみたいなものも実体験として持っているわけで、6年生までの児童クラブというのは、今までとは全く違ったものになってきます。夏休みはかなり大変な状況になっていくのは間違いないだろうというふうに思っております。

それがちょっと最初の感想として述べさせていただくと、それから審査の方法ですね。この結果を見て、子供の育ちを軽視した、財政重視の結果が出てくるような配点であろうと。

この配点について、今子育て三法で、これだけ子育て支援のことが重視されている中で、この配点でよかったのかということも協議されたのか、1点、お伺いをしたいと思います。

それから、北河田児童館において、本当に接戦でかわるわけですが、もう少し5点以内の差であったならば、内容を十分に協議して決定するとか、そういったものを設けることができなかつたのか、その点についても、草平児童館の問題で一つの教訓があるわけですので、そういった協議がされたのか、お伺いをしたいと思います。

それから、北河田児童館において、今までかわらなければいけないような大きな問題が発生していたのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

あと、審査結果の評価が出ているわけですが、子育て支援事業とか、放課後健全育成事業については、かなり子育て支援についても夢んぼさんのほうが高得点を上げられています。この差は何なのか。具体的にどんな差がこの得点に反映してきているのか。そして、あと収支計算についてはかなり差が出てきている。この差は一体何が原因だと考えているのか、お聞きしたいと思っております。

それから、夢んぼさんの金額、前年度ではなくて、今回、公募されたときの金額の差についてもお伺いをしたいと思います。

それからあと、今子ども・子育ての関係で会議も持たれていて、大きく愛西市においても子ども・子育ての環境が変わっていく時期でございます。そういったことも十分御説明をされて、計画等が公募されているのか。また、こういったニーズ調査の結果、市の計画もつくられていく中で、対応可能な団体なのか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

あとは、再質問でお伺いします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

事前の通告で求めていただけると、非常に答えやすいと思うんですが、まず配点でございます。

配点につきましては、審査会の中で審査項目と同時に配点も審査をされます。これにつきましては、いわゆる性能的な部分と価格的部分、これをどう評価するのかというのは、一番最初に評価する部分でございます。とおおむねいろんな事例を見ておられますと、価格差として7・3であるとか、四分六であるとかいった配点をされておるようでございます。価格を重視する場合は四分六、性能を重視する場合は7・3。それぞれの計算方法等もいろいろな部分がございますが、大きく言ってそういった配点をされておる例がほとんどでございます。こういったところを踏まえまして、審査項目、配点については決めていただいたということでございます。

5点以内については、それぞれの審査項目について協議をすとか、そういうことは考えたのかという御質問でございますが、実際、ここまでは考えてはございません。といいますのは、審査項目及び配点を決める段階で、ここは大事ですよといったような部分を配点に表現していただいておりますので、そのトータル性能として、小さくても差がついたということでございますので、こういった方法については考えてございません。

それから、今までの運営の中でかわらなければならないような問題点があったのかという御質問でございますけれども、これにつきましては、アンケート等、自己評価、それから評価点検等やらせていただいて、北河田児童館につきましては85%ぐらいの方がおおむね満足といった回答をいただいておりますので、問題があったわけではございません。これについては、社会福祉協議会が現在運営をさせていただいております児童館においても、そういった答えをいただいておりますので、差はないと思っております。

それから、夢んぼと社会福祉協議会の事業での得点差がどこにあったのか、価格差はどこから来たのかという御質問でございます。

ここについては、ヒアリングの中で割と明らかになってきたのかなあということは思っておりますが、まず社会福祉協議会のほうは、いわゆる行政的な配慮といった部分にも十分神経が行き届いた提案がされておったのかなあということは、審査委員さんのほうも言っておみえました。

確かに夢んぼのほうは、日々の子供に対する対処の仕方等の提案については、非常に事細かく熱心にされておりましたけれども、いわゆるコストダウンについての部分でありますとか、経営的部分での配慮というのがかなり社会福祉協議会とは差があったのかなと。したがって、

金額ですね。次の御質問にもありましたような金額というのは、私どもが募集をさせていただくときに、この金額以内でやっていただけませんかといった金額を提示して募集をさせていただいております。その上限いっぱいを夢んぼさんのほうは御提示になられまして、それについても委員さんのほうから、ここからコストダウンはできませんかという御質問もしてみえましたが、できませんと、これで目いっぱいといった御回答もありましたので、そういった部分もこの価格差の評価には反映されているかもしれません。

それから、子ども・子育ての支援計画につきましては、来年度策定をさせていただきます。これについては、現在アンケート調査をしている最中でございます。その中で、先ほど来申し上げておりますが、毎年毎年の事業計画につきましては、毎年の協定の中で決めていく。根本が変わるわけではございませんが、微調整はそういったところでしていくといった対応をさせていただいておりますので、こういったところで吸収できるのではないかとということで考えております。以上でございます。

#### ○15番（吉川三津子君）

最初に通告したのとちょっとずれてきて、先にほかの議員が質問されましたので、それに関連することを質問させていただいて申しわけございません。

それからあともう1点、先ほども社会福祉協議会の人件費というお話がありましたが、社会福祉協議会は愛西市の職員に準ずるということで、給与等が定まっているわけですけれども、指定管理者については、どのようにこの給与の扱いがなっているのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

今回の企画提案書及びプレゼンテーションの中では、具体的な金額については御提示がございませんでしたが、臨時職員さん等も十分に活用しながらといった御説明はございました。以上です。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、北河田児童館の指定管理者の指定について質問を行います。

これまで皆さん質問をしてきましたので、そうした点はあれですけれども、まず今回の選定については、先ほど竹村議員の質問にもありましたが、6年生まで児童クラブを拡大すると、拡充をしていくということがありました。体制がどうなるのかということで尋ねたわけですけれども、先ほどからの中で、とりわけプレゼンするときには何もなかったということですが、実際に体制強化等をしていくという話ですね。人力的な配置の問題も含めて、これまで等を含めて、変えていっているのかどうかということは、具体的にどうなっているのかについてお尋ねをしたいと思います。

それからもう1つは、この11月15日に愛西市の放課後子どもプランの運営委員会の中で、来年度の放課後子ども教室というのが決まりまして、確認をされました。その中で、今まで放課

後子ども教室を受けていた子供たちはどこへ行くのかという質疑の中では、児童館でやってもらえばいいんじゃないかというようなお話になっていますが、ここは指定管理の問題ですので、指定管理を、今回の要項とかかなり早い時期に実際出ていますし、今回の子ども教室の廃止の問題も11月のところで決定されているということですので、かなりの差があるわけですね。

そういう点で、放課後子ども教室が廃止になったことによって児童館に来られる子供たちがより多くなっていくということが、非常に大きな影響があるというふうに考えるわけですね。そうしたところの対応とか体制とかというのは、指定管理者の選定の中では多分入ってなかったと思うんですけども、その点についてはどうだったのか、またどういうふうに考えているのか。

これは、これまでも児童館などに行くと、児童クラブの子供たちと児童館に遊びに来ている児童たちを両方とも同時に見なきゃいけないから、物すごく大変なんだと。だからこそ、放課後子ども教室を充実して行ってほしいという声が、館長さんなどからかなりあったんですよ。そういうところが今回、ある意味逆の方向になってしまっている部分もあるので、その点の対応というのは非常に重要になってくると思うんですけど、その点についてお尋ねをいたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

2点かと思います。

まず1点目、6年生までの拡大について、具体的な人員配置的なものについて事業者のほうから提案があったのかなかったのかという部分でございます。

この辺につきましては、具体的に何人ふやしますですとか、そういった人を張りつけますといった、そこまでの具体的な内容については御回答がありませんでしたけれども、先ほどもありましたように、臨時職員等も活用しながら柔軟に対応していくと、やっていくんだといったところでもって、よろしく願いますといったところかなと思っております。

2点目の、放課後子ども教室の廃止が今回の募集に配慮がされていたのかいなかったのかという御指摘でございますが、この点については、実際には間に合っておりません。我々が募集要項をつくるときに、こういった内容について十分協議して、盛り込めていたかという御質問については、盛り込めてはおりません。

しかしながら、児童館につきましては、6年生まで児童クラブを拡大することに伴っての増築等も行っておりますし、それに伴う人員配置等も現在考えてございますので、そういったものの中で吸収ができていくのかなと。

それから、これは我々受ける側の考えではございますが、放課後子ども教室で活躍をしていただいて見える方々のノウハウもこちらの児童館の運営のほうへおかしただけると、我々の児童館の運営も非常に助かるなあとといったことを考えておまして、現在、話をさせていただいているといったところでもございますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

本当に、放課後子ども教室が廃止をされるということは、そもそも児童クラブと放課後子ども教室は全く趣旨が違っていて、児童クラブのほうは生活の場として設定されているもので、

間で宿題を見たりとか、いろんな子供の生活そのものの全体を見るというふうになっていますけど、子ども教室は放課後の子供の居場所、地域とともに子供を育ててもらおうという居場所の設定だったんですね。それが今回の中で、ある意味、子ども教室の廃止というのが突然こういうふうに議論があるわけですが、その辺は違和感があるし、非常に問題だと思いますし、非常に怒りがあるというところがあるわけで、本来ならばむしろ充実して、学校と地域との交流の一環として進めていくべき事業だったと思うんですね。そういった点が大きな問題であります。せっかく今まで培ってきた、先ほど言われましたけど、活躍してこられた人たちのやってきたということは一体何なのかという話になってしまうので、そうした点でも問題だというふうに思っています。

今回、児童館の問題に限って言えば、先ほど言われたように、児童クラブは有料、児童館に遊びに来るのは無料。先ほど放課後子ども教室は今のところ無料でやってまいりましたので、結局児童クラブに入る方はそんなに、少ないわけです。ところが、今まで子ども教室に行っていた子供たちがどっと児童館に遊びに来るという形になってくるわけで、先ほど吉川議員が、6年生までという、いわゆる学年差の中での育ち合いのような問題も含めて、いい面もあるんですけど、大変な面もあるというところも含めて、児童館運営そのものが非常に大変になるんじゃないかというふうに思うわけですね。

だから、そこはきちっと、子ども教室の廃止の問題はまた委員会等でもいろいろと考えたいと思いますけれども、この児童館の対応のところをいうと、ここはしっかりと考えなきゃいけないと思うので、その点についてどのように考えておられるのか、お考えを示していただきたいと思います。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

我々としても、現在、放課後子ども教室を御利用されてみえるお子さん方が児童館のほうへ遊びに来られるといったことは、当然想定されるわけでありますので、そういったところでも、先ほども申し上げましたように、人の資源として、現在、独自に育ててきております放課後子ども教室を運営されている方々にお力をかしていただきたいということも思っておりますし、今回、施設が広くなる、施設がふえていくというところでもっての人員配置ということも考えてございますので、その中でできるだけ対処していきたいと思っております。

#### ○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

6番・下村一郎議員。

#### ○6番（下村一郎君）

通告をしておりますけれども、先ほどの答弁に関連して質問したいと思います。

先ほど当局側の答弁で、点数が多いほうを選ぶというような答弁がありました。実は2年ほど前ですか、私が文教の委員のとき、草平児童館の指定管理の問題が出まして、そのときに私のほうから、点数がわずかしかなかった。ところが、職員がみんなかわってしまう。これでは

児童館での子供の生活に大きな影響があるんじゃないかということを質問しまして、そのときに、三役の側だったと思いますが、今後はそういう継続性もよく考えてやっていきたいという答弁がそのときにありました。これは、今の福祉部長も、ほかの部署の関係で出ておられたので覚えがあるかもわかりませんが、それが市長がかわったから、そういう答弁はほごになったのか。

つまり、これを見ましても、わずか0.4の違いですよ。それだったら、本当は働いておる人たちをそのまま、指導員の人たちが続けられたほうが、子供にとってはいい話だというふうに思うんですよ。

そういうことがあったんで、私が当時質問したときは、いろいろ突っ込んだ話がありました中で、そういう論議の末にそういう論議があった。

この指定管理というのは、機械的にすぽんと変わってしまうというようなやり方ですので、これでは人間の社会の秩序がどこへ行ってしまうという、私は当時そう思ったんですが、いずれにしても子供の場合は特別そういう面では重要だということで質問させてもらって、当時、そういう答弁をいただいたということがあるんですが、その点で、これは私の答弁とは違う形になっているなど。先ほどの答弁を聞いてそう思ったもので、通告なしで質問したんですけど、いずれにしても子供たちは、子ども教室の廃止問題もそうですけれども、継続してやってきていますので、だから、そういう面でいくと、やはり継続していくという面も重要ではないかと。

なぜならば、この指定管理の場合は、先ほども答弁でいろいろありましたけれども、1年ごとに評価したり、いろんなことがされるわけですので、一定の改善はされていくとは思いますが、ただ切りかえは非常に難しい問題があるということは頭に置いてやっていかないといかんので、話はもとへ戻りますが、つまりその当時、私が委員会で質問したことは、ほごになっているのかどうかということをお聞きしたい。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私のほうから若干お答えをさせていただきますけれども、今回の指定管理者の結果につきましては、私どもも聞いたときに、この点数でどうなのかということも疑問に思っ、話をした部分もございます。

しかしながら、指定期間もありますし、今後、民間活力を取り入れながら、子供たちの安全・安心を守っていくということを主眼に置いて今回募集をさせていただいてやっております。

いろんな事業で、先ほど以前の質問でもありましたが、引き続きそのところにやって、使っていない施設もあるということもありますし、これは大変難しい問題だなというふうに個人的には思っておりますし、議員おっしゃられることも、継続することも大事なことだというふうに私自身も思っております。

子供に対しては、やはり一つ例に例えますと、詰め込み教育からゆとり教育に変わり、ゆとりがだめだとまた詰め込みというふうに、どんどん環境も変わってまいりますので、そのときそれがいいのかどうかではなく、将来を見据えて、安全・安心な子供たちを育てる上で、これからは行政ではなく、やはり民間で活躍されている方のさまざまなアイデアや提案を受け

ながら、行政先頭ではなく、そういう専門的な方の知恵を拝借しながらやっていかなければならないと私自身は思っておりますし、今回の放課後子ども教室の終了につきましても、そういうことも十分に考慮した上で、担当ともよく話をして、今回、このような結果になりました。

今後につきましては、児童クラブを中心として、子供たち、そして親御さんたちに少しでも住みやすい愛西市になっていけばいいということが一番に置いて、今後事業も考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解と御協力をいただきたいというふうに思っております。

#### ○6番（下村一郎君）

市長の気持ちはわかりましたけれども、それで万全なんですけれども、事務当局の話で、そういうふうなことを言われたが、ほごになったのかというのが僕の質問なんです。問題点があったからそういうふうに答えられたので、それを聞いておるんです。

それと同時に、結局事業の継続性というのは、放課後子ども教室についてもそうですけれども、やっておいて、2年ぐらいでやめてしまうというようなことをやってはいかんということと、もう1つは、この選定委員会ですか、これは諮問機関なんですよね。

今、愛西市はどちらかというと、大部分がそういう委員会で決まったことだからというふうにしてこられておるんですよね。これは諮問機関ですから、これは県下団体なんかから聞きますと、いただいた上で、もう一回市当局がよく検討し直すということが、政治家ですから、市長はね。やっていくという方法が多いわけです。だから、答申どおりやるという場合が多いですけど、答申どおりやらない場合もある。あるいは一部変更する場合もあるということなんで、そういう面では、これははっきり言って、点数が0.4の場合は、これは0.4ぐらいだから、まあ一応点数で決められるようにしているけれども、継続性を考えてこっちにしようかということをすることも可能なんです。

だから、それはそういうふうに考えてもらわないと、各種委員会の答申は最高というふうにしてしまうと、絶対というふうにしてしまうと、それは市当局の権限がなくなってしまうわけですから、参考意見として伺いますので、その点がどうなのか。こういう点は明確に答えていただきたいと思います。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

まず前段の、草平児童館が指定管理者がかわった折の問題提起、私も記憶しておりますし、実はこの4月に指定管理者制度調整会議というのを立ち上げました。これは内部の組織であります。その中で、今回の児童館についても、草平の問題があったから非公募にするのか公募にするのかという議論もされました。そういった中で、原則公募という中で、やはり公募はすべきだろうという結論に達したという、そういった過程を踏まえて結論になったというふうに思っております。

したがって、決してほごにしたとかそういうことではなくて、いろんな施設があるわけですので、その都度その都度、そういった調整会議の場で、任意でいくのか、公募でいくのか、そういったものを協議しながら進めていきたいと、このように考えております。

それから、選定委員会の関係ですけれども、議員のおっしゃる、全くそのとおりでして、選定委員会としては、指定管理者の公募を選定していただくという中で、その答申を受けて、最終的に決めるのは市でございます。そのとおりでいくのか、かえるのか、最終決定は市がして、皆さんのほうに議案として上程させていただく、これが大前提でありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩をとらせていただきます。再開は午後1時30分再開といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第54号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第54号：愛西市西川端児童館の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、23番・竹村仁司議員、どうぞ。

○23番（竹村仁司君）

議案第54号：愛西市西川端児童館の指定管理者の指定について、質問いたします。

ちょっと午前中に引き続き部分もありますが、議案の中の選定結果の中で、西川端保育園の採点結果の合計は、議案第53号の夢んぼ172.8点、社会福祉協議会173.2から見ると、西川端保育園は157.2点とかなりというか、低い結果になると思うんですが、単純に夢んぼが西川端児童館に申請していたら、この結果であれば大差で指定管理者になるというふうに思うんですけども、1点目の質問ですけど、1者だけの採点と、非公募の場合ですね。2者とか公募して競合の場合の選定委員の見方というのか、そういうのが違うように思ってしまうんですけど、そのようなことはないのかお伺いをしたいのが1点です。

もう1点は、西川端保育園に対して、採点の低い部分について、市のほうから指導とか、あるいはもう少しこの点検討したほうがいいんじゃないかというようなお話があるのか、お伺いします。

○福祉部長（小澤直樹君）

まず1点目でございます。1者だけの場合と競合の場合で、採点基準が変わるのかという御質問でございますけれども、基本的には絶対評価という前提でもって評価をさせていただいて

おります。

しかしながら、過去の例を見ますと、複数で競合があった場合については、1者の場合よりやや高得点になっていくような傾向がひょっとしたらあるのかなという感じはいたしますが、基本的には絶対評価という形でやらせていただいております。

2点目につきましてですけれども、今回は業者選定をお願いしているわけございまして、実際に委託をする場合については、毎年の協定を結ばせていただいて、それによって運営をしていただくということを御説明申し上げました。多少不安がある部分につきましては、そういった協定書を作成する段階で、重々お願いをしていきますし、毎年のモニタリングの中で不足する部分があれば、またそこも指導をさせていただくといった形で運営していくつもりでございますので、よろしくお伺いいたします。

### ○23番（竹村仁司君）

ちょっと1点、特に気になる点が、選定審査結果のウの、職員の配置及び勤務体制についての評価が低いことですが、先ほど来、午前中にも話がありましたけど、来年度から小学校6年生まで拡充するという点と、放課後子ども教室の廃止という、現段階では未知数の問題ではありますけれども、必ずある程度の人数が多くなるという中で、職員の配置及び勤務体制の評価が低いというのはどうかなという気がしますが、その点についてのお考えをお伺いいたします。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

確かに御指摘のとおり、不安といいますか、評価の低い部分がございます。この辺につきましては、昨日も言いましたように、まずは包括協定を結ばせていただいて、その後、単年度協定という形で進んでまいりますので、その部分で確認をしながら進んでいきたいと思っております。

### ○議長（加賀 博君）

次に、15番・吉川三津子議員、どうぞ。

### ○15番（吉川三津子君）

先ほど竹村議員からも質問があったのと同様に、私も同じ日にプレゼン等がされている中で、多分ほかの団体とも比較しながらこういった場合は点数がつけられていると思うんです。そういった面で、この西川端児童館については点数が低いということが大変気になっております。

そこで1点、最初にお聞きしたいのは、プレゼンをしていただいたんですけれども、今までに何らかの問題が起きてきているのか。先ほどもほかの件についてもお聞きしているんですけれども、その辺についてお伺いしたいのと、今回、前回とどのような改善なり事業計画、今までと違った計画が出されているのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず1点目の、これまでの運営の中で問題点があるのかということでございますが、こちらにつきましても、私どもが実際実施いたしましたアンケート調査の中で、大いに満足、おおむね満足と答えられた方が9割ほどございますので、おおむね良好に運営をしていただいております。

のかなと思っております。

今後の方向性等について変化があるのかという御質問でございますけれども、これにつきましては、子ども・子育ての分野では全体的に変化がこれから出てまいりますので、現在のところは今までの延長線上プラス6年生までの児童クラブの拡大といったところだけでございますけれども、これも年々の協定の中で盛り込んでいくことになろうかと思っております。以上でございます。

#### ○15番（吉川三津子君）

私の質問の仕方がちょっと悪かったかもしれないですけど、こういった公募のときに、新たな自主事業なり、事業の計画、今まではこういった事業をしていたけれども、それを改善してこの事業に切りかえるとか、そういった工夫についてお聞きしておりますので、それがどうなっているのか、1点お聞きしたいというふうに思っております。

それから、私も何度も議会のほうで申し上げているんですが、利用者への満足度調査というのは、気に入っているから来ているわけであって、そこら辺の評価の仕方というのを何度も変えていかねばならない。自己評価なり、第三者評価なり、そういったものを入れていかなければ、この施設が市にとって、市民全体から見ても満足されているかどうかということはわからないと思うんですね。そこら辺のことについて、何度もこの問題については取り上げてきているわけですが、改善等されてきているのか、お聞きをしたいと思います。

それからあと、プレゼンを同じ日にされたわけですが、どういった順序でされてきているのか。多分続けてこれがされているならば、他の応募者と比較して点数がつけられていると思います。その点について、どのようなスケジュールでプレゼンがされたのか、お聞きをしたいと思います。

それからもう1点、私がとても気になっているのは、放課後児童健全育成事業について、これ大変点数が低いという点でございます。この点について、ほかの応募者と何の違いがあってこれだけ点数が低いのか。その辺についてもお伺いをしたいと思います。

あともう1点は、私、これから子育て新システムがつくられていく中で、市の担当の部長のほうの認識を知りたいんですが、ニーズ調査が行われているわけで、そのニーズ調査の結果をもとに、もう一度子育て支援センターや児童館の事業のあり方、保育料も考えられているので、そういった見直しは、ニーズ調査を基本に考え直すんだと。多分国のほうがそう言っているので、そうされると思うんですけども、そういう認識でいらっしゃるのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず1点目の、新たな自主事業の提案であったり、新たな工夫があるのかといったところでございますが、ここについては、今までやってきた事業について、非常に評判がいいので、基本的にはそれを継承していくというような提案でございました。

2点目の、満足度調査のアンケート、これだけで評価はできないでしょうという部分でございますが、確におっしゃるとおりでございますが、我々としては、これだけではなくて、指

定管理業務の総括評価というのを別途実施しております。これについては、各項目を設定いたしまして、自己評価をしていただき、それを我々委託をした業種としてどういうふうに評価しているのかといった評価方法でもって、毎年評価をさせていただいておりますので、利用者のアンケートのみでそういった結論を導き出しているわけではございません。

それから、3点目のプレゼンの日程でございます。

4つの児童館及び子育て支援センターを1日でプレゼンテーション及びヒアリングはさせていただきました。日程としましては、一番最初に夢んぼ、2番目に社会福祉協議会、3番目に西川畑保育園、4番目に白百合福祉会といった順番で実施をさせていただいております。

議員おっしゃいますように、最初のほうの提案が非常にレベルが高かった関係で、余計辛目の点数になった感は否めませんが、基本的には絶対評価といった前提ではやらせていただいております。

どういったところが違うのかということにつきましては、これは各評価項目及び配点というのは4つとも同じでやっておりますので、点数を横並びで比較をしていただければ、その点数の低いところが、そこの業者さんの評価の低かったところという形になります。

それから最後、現在実施しておりますニーズ調査につきましては、保育に関係する全体の需要量を調査するというのが今回のアンケート調査の主な目的でございます。こういった保育内容にどれぐらいの人数があるのかというのを把握していくというのが目的でございますので、この結果を見ながら、こういった施策が必要であるかというのは考えていく必要があるということ認識をしております。

あともう1点、審査結果の中で、放課後児童健全育成事業について、西川端保育園の場合については評価が低いという点をどう評価するのかということでございますが、利用そのものが、ここの場合についてはまだまださほど活発にはされておられませんので、そういったところでケーススタディーが多少足りないところがあったのかなということは思っております。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第55号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第55号：愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、23番・竹村仁司議員、どうぞ。

○23番（竹村仁司君）

議案第55号：愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定について質問いたします。

2点について質問いたします。余りくどくなるといけないので、重ならないようにはしたいと思いますが、八輪子育て支援センターは166.8点と、これも低い結果であります。この選定委員会の評価項目のアからケについて、それぞれにもっと細かな採点基準があるのか。コンマの点数になるというのは、どういう理由があるのか、お伺いします。

2点目に、どうして私、こんなに児童館の指定管理者にこだわるのかというと、先ほど言いましたけれども、子供たちの環境の変化というのは非常にいろんなことに影響があるものから、子供たちの目線から見れば、指定管理者の変更というのは子供たちの責任ではないと思います。それなのに、毎日楽しかった児童館での放課後児童クラブが突然次の年から変わってしまうというのは、これは大人の理由であります。

この指定管理者の選定委員会の人たちという方々は、市の行政運営の観点から指定管理者を選んでいるのか、子供たちの目線で、子供たちにとって一番大切な環境になっているかどうかという観点で選定しているのか、この2点をお伺いします。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず第1点目に、コンマ以下の点数が出ているのはなぜかという部分でございます。

評価の点数のつけ方ということでございますが、配点については10点単位で、それぞれの項目に配点をつけさせていただいております。

実際の評価でございますけれども、AからEの5段階評価をしていただいております。委員さんには、この項目についてAであるかBであるかCであるかという評価をしていただきまして、もしAが付きましたら、評価の割合を100%と見まして配点はそのまま。Bでありましたら、配点に0.8を掛けます。Cの場合は同様に0.6、Dの場合は0.4、Eの場合は0.2を掛けて得点といたします。委員さんにつきましては5人お見えでありますので、5人の方の平均点を出させていただいて合計点を求めております。こういった関係で、コンマ以下の点数が出てまいります。そういった方法でもって点数についてはつけさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

あと2点目の、行政運営の観点からの選定がなされているのかという部分でございますけれども、当初、児童館の評価委員会には、副市長が行政の立場から委員として入っておりました。現在では外れておまして、児童福祉に造詣の深い方、それから税理士さんを入れて経営状況等を見ていただくといった委員さんでもって評価をお願いしております。

この副市長さんが委員さんから抜けられたという経緯については、議員の皆様はよく御存じでございますので、そういった意味では、以前に比べて行政上だけの意見は反映されにくい委員さんにはなっておりますが、あくまで行政から委託を受けた委員さんが審査をしていただいておりますので、行政的な配慮も十分されているものと理解しております。以上でございます。

### ○23番（竹村仁司君）

1点だけ、今言われました5段階評価ですね。A、B、Cという、それに100、あるいは0.8、0.6を掛けるという評価方法というのは、愛西市独自のものなのでしょうか、他の市町も同じ

ようなやり方でやっているのでしょうか、教えてください。

○福祉部長（小澤直樹君）

この評価の仕方というのは、いろんな種類がございます。今回は5段階評価でやっておりますが、これは3段階評価であったり、4段階評価であったり、単に○×の2段階評価であったりとか、いろいろ考えられておるようでございます。私どもの愛西市におきましては、5段階評価というのは非常に例としては多うございます。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

次に、15番・吉川三津子議員、どうぞ。

○15番（吉川三津子君）

何度もお伺いして申しわけないですけれども、ずっと聞いてきて、児童館も事業の変更って余りない、今までどおりというところで、私はとても問題を感じているんですね。

私も子育て支援に随分かかわってきて、ニーズの変化、そして子供を取り巻くいろんな課題の変化がある中、この児童館、子育て支援センターの運営、事業計画に変化がないというところが、大変納得がいかないところでございます。

今現在、児童館、子育て支援センターで指定管理者がただ来場者をふやすだけに汗を流している、この現実というのがとても問題だなというふうに思っています。イベント、楽しいイベントをして人を寄せる、それも一つ孤立の予防としてはいいかもしれませんが、本来、市が解決しなければいけない子育ての課題が、この子育て支援センター、児童館で本当に解決されているのかという点で、今までの説明には不満足な状況なんです。

また、同じようなことを聞いて申しわけございませんが、実は八輪はかなり評判として、私のほうにはいい評判が入ってきています。それは、ぶらりと行っても、子育て支援センターの指導員の方が相手をしてくれる。よそは、イベントのときだけしか相手をしてくれなくて、行ってもほったらかしというようなところで、孤立した方が行ってもサポートができてという評判が入ってきているわけですね。そういったところで見習うべきところはたくさんあると思うんですが、こちらの八輪について、今回何らかの新しい試みとか、そういったものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長（小澤直樹君）

事業計画に余り変化がないのではないかと御指摘でございますけれども、まず1点といたしまして、児童館の利用につきましては、まず来ていただくといったことが大前提になります。児童館利用の評価も、来場者がふえている、減っている、ここのところに批判等も集中してまいります。

今、議員がおっしゃいますように、余り行ったことがない方がふらりと立ち寄ったときに、非常に相手になっていただけるとかいうことについては、そういうお話も聞いております。子供でゴった返しているような児童館もあれば、割と余裕を持って運営ができている児童館もございます。そういったところでもっての御批判かということも、私ども承知はいたしております。

そういった中で、児童館の協議会等もつくっておりますので、それぞれで工夫したことの情報を共有しながら、全体のレベルが上がれば非常にありがたいことは思っております。そういったところで、私どもも指導はさせていただきますし、一緒に汗をかかせていただこうかなということは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○15番（吉川三津子君）

まず来ていただくということがとても大切なんですけれども、それは保健センターなり、いろんな部署との連携があって初めてそれが成立します。放っておいても来る方たちは、多分子育てがちゃんとできていく方だと思います。多分そういった方たちが、予防という意味で利用をされているのが現状だと思うんですが、そういったところの指定管理者と行政の直営の部分との連携というのが、かなりこれから重要になってくると思いますが、今のところ、なかなかそれがされていないというふうに私は思っております。その辺のところ、今後の変化についてお聞きをしたいというふうに思っておりますし、あと来場者だけの評価、私たちも決算書なんかをいただくと、来場者が何人あったというものをいただくわけですが、そういったところに走らないような評価の仕組みを考えていくべきだと思うんですが、そういったことへの取り組みについてはいかがでしょうか。

○福祉部長（小澤直樹君）

第1点目の、子育てに戸惑っておみえのような保護者の方をどうサポートしていくかというのは、ここの子育て支援センターの業務の一つでございます。これについては、例えば児童福祉課、児童館だけでもなかなか対応ができていかないという部分も重々承知してございます。

市を横断的に全体で盛り上げていかなきゃいけないということは思っておりますので、例えば小さいころから子育てに困っておみえの親御さんについては、大体把握は、少しずつではあります、しておりますので、そういったところとの連携もとりながら、いわゆる子育てを総合的に支援していけるような仕組みというのを、今回の子ども・子育ての計画の中では盛り込んでいかなきゃならないなと思っております。

それから、2点目の評価方法につきましては、先ほども少し説明をさせていただきましたが、双方、自己評価を事業者自身にさせていただきまして、それについて我々も同様に評価をして、どこに差があるのかといったような業務の総括評価ということもやっておりますので、こういった中で、自分の判断と我々の判断との違いはどこにあるのかといったところも話をさせていただいておりますので、ただ利用者のアンケートだけで評価をしているわけではございませんし、そういった取り組みもしておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第56号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第56号：市道路線の認定についてを議題とし、質疑を行います。  
通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、23番・竹村仁司議員、どうぞ。

○23番（竹村仁司君）

議案第56号：市道路線の認定について質問いたします。

今回の市道路線の認定については、県道からの格下げという説明がありましたが、この路線は勝幡駅前広場に続く路線になると思います。今後、市として勝幡駅前広場から続く路線の開発予定があるのか。商店等ともつながるところでありますので、ぜひ有効利用をお考えいただきたいと思いますが、この点をお伺いします。

○経済建設部長（加藤清和君）

勝幡駅前広場から続く路線の開発の予定はございませんが、有効利用については、観光ルートとして駅前から利用できるような有効な利用は考えていきたいというふうに思っております。

○23番（竹村仁司君）

駅前広場の開発も、駅前広場だけで終わってしまっただけでは、もう意味がないといえますか、大切なのは、これから駅前広場を起点とした今後の勝幡町のまちづくりということになると思いますので、勝幡町には勝幡まちおこし隊という市民団体もあります。まだ小さな力かもしれませんが、市長は、市民が頑張っているところには市も応援していくということも言われていますので、勝幡城址までという稲沢までかかるので難しいかもしれませんが、道路のカラー化など、考えられることがあれば、ぜひお願いしたいと思いますが、改めてその点をお伺いします。

○経済建設部長（加藤清和君）

今、竹村議員がおっしゃるように、道路としての整備、必要な案内というような意味でも、そういうことも含めた中で有効な道路利用は考えていきたいというふうに思っております。

○議長（加賀 博君）

次に、15番・吉川三津子議員、どうぞ。

○15番（吉川三津子君）

竹村議員からいろいろ質問がありましたが、市が市道にするためのきっかけ、県のほうからお話があったのか、そのきっかけについてもう一度御説明をいただきたいのと、先ほどからお話を聞くと、すぐにこれを活用するようなお話しはないような答弁だったんですが、本当にそういった状況なのか。いただいてすぐに何らかの活用が計画というか、話し合いがされているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○経済建設部長（加藤清和君）

きっかけという御質問でございますが、当然勝幡駅周辺整備事業が最終年度になります。これで、現在の利用状況で言いますと、道路幅員等も踏まえますと、広域的な利用から地域的な利用というようなことで、県のほうから提案がありました。その提案について、当然現地等も

含んだ中で、市に負担がないような形の中で、整備も必要な部分については県にお願いをして、取り組んでいただきたいと。

また、すぐ活用する内容でございますが、これについてはカラー塗装等もしてありますし、また地域としての排水という部分では、県のほうとしてまだ横断暗渠等の整備がしてないところ等もありますので、そういうことも含んだ中で、地域の排水計画も一緒に考えていきたいというふうに思っております。

**○15番（吉川三津子君）**

そうすると、完璧な状況でいろんな工事等が伴った場合は、県が負担してくださって、その上で市がいただくという状況になるのか、それが1点と、それから同様に、こういった狭い県道ですね。将来そういった形で市がもらい受けていかなければならないような道路がまだ残っているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

まず事業費の負担等についてでございますが、現地を確認した中で、県の整備において、今後の維持管理が当面かからないような形で全て県のほうへお願いしていきたいというふうに考えております。

また、ほかの路線でございますが、一部分路線として格下げということも意見としてはございますが、整備等の状況を考えますと、その部分については受けられない状況という面もありますので、これについては県の対策に応じて、今後の協議というふうに考えております。

**○15番（吉川三津子君）**

もう一度確認、1点だけさせていただきます。

先ほど県のほうにお願いしていきたいというお答えになっているんですが、県が持ってくれるのかどうかというところで、きちんとお約束がとれているのかどうかということをお聞きしているの、お願いしている段階なのかどうなのか、その辺きちんと答弁をお願いします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

失礼しました。県において負担等をする条件で、この話は進めさせていただいております。

**○議長（加賀 博君）**

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○4番（加藤敏彦君）**

質問が重複しておりますので、確認という形になっていくと思いますが、1つは、勝幡駅の周辺整備事業の中で、事業が終わった段階で、この道路については県道から市道に移されるという話で整備事業を進めたということですね。

それから、この道路については、勝幡地区の浸水問題、排水対策ということで、排水の整備が行われましたけど、この費用については、市が負担したのか、県が負担したのか。これまでの工事の負担はどうであったのかという点を確認したいと思います。

あと、今後の維持管理費については、どの程度見込んでいかなければいけないのかという点ですね。

それから、市道移管については、市としては積極的に進めていく考えなのか、なるべくそういうことは進めない考えなのか。この県道から市道というのは、新しい県道がつけられると、バイパスができたということで、これまでの県道が市道になるという例があるわけですけど、これについての考え方はどうでしょうか。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

議員がおっしゃるとおり、経過については、今吉川議員さんにも御説明させていただいた内容でございます。

続いて工事費についてでございますが、これは地域の排水計画ということで、基本構想から基本計画、このときも排水計画は既に市のほうで事業を行うということで計画はさせていただいておりまして、その工事費については4,430万円ということと、総延長距離については約220メートルございました。

次に、今後の維持管理費の問題ですが、先ほども吉川議員さんに説明をさせていただいたように、きちっと整備をした段階で受けるということで、今後の維持管理費については、近い範囲の中においてはという状況でございます。

続いて、今後こういうような格下げについて積極的に受けるのかというお話ですが、地域の利用状況、それと県のほうからの格下げの提案の際には、きちっと工事をしていただいて、市にとって維持管理費が伴わないというような条件の中で、そういうような状況は整えたいというふうに考えております。

**○4番（加藤敏彦君）**

今の部長の答弁の中で、この排水の工事として4,430万円、220メートル、これは整備計画の中で最初からあったということで、これは全額市が負担して、県に許可をもらって工事をやったということですかと、それは確認と、それから整備が終わった段階でということですけども、基本的には市がお金を出して整備をしているのではないかというふうになるわけですが、県が県の予算で整備していただいて、市が道路を管理するという形ならばすっきりするんですけど、その点を。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

事業といたしましては、当然排水計画については、地域からの要望等もございました中で、市としてできる範囲についてやらせていただいた内容が220メートルで、議員も御存じのように、市道20号線、例で言うと内田歯科のところから排水機へ行くボックスのところまでを市のほうで排水計画を立てさせていただいたと。それで、あと残っている部分については、勝幡橋から、今の市が整備したところまでの範囲については、市道としての利用の部分のボックス横断等について、やっぱり排水の支障になっている部分等がございますので、市のほうからそれは提案させていただいて、県のほうで整備をすると、そういうようなことで協議をさせていただいて、県の負担で事業を行います。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第58号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第58号：平成25年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・三輪俊明議員、どうぞ。

○8番（三輪俊明君）

議案第58号、一般会計補正予算（第4号）、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の健康管理システム事業について、議案上程時にも説明がございましたが、さらなる説明を求めます。

○市民生活部長（五島直和君）

議案の上程時に、私のほうの説明で、現在使用しております健康管理システムを改修いたしまして、がん検診、並びにクーポン検診の受診券を1枚のシートで一括して発行できるようにするものという説明をさせていただきました。これは、どちらかというシステム改修の部分の説明かというふうで、具体的にもう少し述べさせていただきます。

現在使用しているシステムのプログラムの修正を行うことによりまして、クーポン券対象者であるとか、過去の検診対象者になった人などなどを含んだがん検診対象者を抽出いたしまして、所定の受診券様式に対象者の氏名であるとか生年月日、性別、また住所、その方の対象となるがん検診の種類、また自己負担額、そういうものを明記した受診券の発行が可能となります。その受診券を送付することによって、個々の対象者に合った内容でわかりやすく周知することができるのではないかと考えております。以上です。

○8番（三輪俊明君）

今のことで、受診率を上げるということですが、今の受診率と目標受診率を伺います。

○市民生活部長（五島直和君）

がん検診の受診率、24年度の結果で1つずつ数値で言わせていただきます。

胃がん検診が15.9%、子宮がん検診が11.2%、乳がん検診が13.7%、大腸がん検診が23.9%、肺がん検診が19.3%、前立腺がん検診が23.5%でございました。これは24年度の数値でございます。

そして、愛西市の受診率の目標でございますが、国のほうが28年度目標、県が29年度の目標をそれぞれ定めております。参考に述べさせていただきます。

胃がん、肺がん、大腸がんの3つの検診は40%の目標数値、また子宮がん、乳がん検診は50%の受診率を目標ということで国・県は定めておりますが、まず愛西市としましては、現在の受診率、愛知県と比較いたしますと真ん中よりやや低いほうにありますので、当面、まずは

愛知県平均よりは高くなることを目標にし、最終的には国・県の目標に近づけていきたいというふうに考えております。以上です。

○8番（三輪俊明君）

どうもありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

次に、15番・吉川三津子議員、どうぞ。

○15番（吉川三津子君）

では、議案第58号、一般補正予算について、何点かお伺いをしたいと思います。

まず最初に、人件費全般について、かなりの減額の補正が出てきているわけです。これは、市長がかわられて、行革の一環としてこれだけの成果を得たのか、残業が減ったのか。職員数は3名減っているわけですがけれども、見積もりの甘さがあったのか、その辺の理由について御説明をいただきたいと思います。

それからあと、委託全般、庁舎受け付けとか電話交換、巡回バス、市有バス、庁舎清掃などについても、減額の理由について、落札金額の影響なのか、また契約後に事業内容が変わったのか、その辺について、減額になった経過、理由についてお伺いをしたいと思います。

それから3点目、基金の積み立てについてですが、なぜ公共事業整備基金に積んだのか、ほかの基金ではないのか。この公共事業整備基金については、何に備えてこれだけ積んだのか、幾らまで積む予定なのか、その点についてお聞きしたいと思います。

それから4点目、子ども・子育て新システムについてお伺いをしたいと思います。

これ、設置が227万円でソフトが567万円と、かなり設置が高いなというのが感想なんですけれども、どんなソフトなのか、具体的な内容。そして、今使っているソフトとの違い、今使っているソフトが不要になるものがあるのか、その辺についても具体的にお伺いをしたいと思います。

そして、子ども・子育て新システムが始まったときに、こういった市民の動きというか、いろいろ手続等も必要になってくると思いますが、そのようなものがどう変わっていくのか、御説明をいただきたいと思います。

5点目として、ちびっこ広場防犯カメラについてお聞きしたいと思います。

あちこちで防犯カメラが設置され、はっきり言って残念だなと。こういうものを設置しなければ生きていけない地域になってきたなということで、随分私はこの設置というものに対して、かえって悲しい思いをしております。過度な設置というのは、監視社会の問題をもたらすわけなんです。基本的にどんなときに、どんな場所に防犯カメラを設置していくのか。これから全てのこういった子供の集まる場所につけていくのか、その辺の市の方針についてお伺いをしたいと思います。

6点目として、民間保育士処遇改善についてですが、どのような改善がされるのか。そして、民間と市直営の保育園の保育士さんの待遇の違い、給与等もあると思いますが、その辺の差はどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

それから7点目、保育園費で、永和保育園の駐車場の整備等が上がってきているわけですが、今、子ども・子育てのニーズ調査もそろそろ結果が出てくるだろうというふうに思っておりますが、その結果をもとに、保護者からのニーズによってかなり保育園のあり方、こども園を望む方がいらっしゃるかもしれません。そして、ゼロ歳から3歳までについては、少人数の小規模保育園を望むという声も全国的に上がってきているわけで、かなりこの保育園の再編成的なことも考えていかなければならないのが、この子ども・子育て新システムだと思っております。

その点で、この時期になぜ駐車場整備に至ったのか。今、計画時でありますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、人件費の関係について御答弁をさせていただきます。

行革の変化、見積もりの甘さ、いろいろお話がございましたけれども、当初の説明の折にもちょっと触れて御説明を申し上げましたとおり、減額が大きくなった理由といたしましては、もうちょっと掘り下げて御説明をさせていただきます。

平成25年度当初予算編成後に、職員の退職というお話も出ましたけれども、平成24年度中に退職した職員は3名でございました。そして、引き続いて25年度中に退職した職員が2名、計5名の退職した職員の人件費の影響。そして、前回は申し上げましたように、当初予算編成時に未確定であった共済負担率の見込みも実際低かったという要因があります。

そして、さらに復職に備え当初予算計上しておりました、いわゆる育児休業者や新規の育児休業者、こういったものの要因が非常に大きかったという影響による減が主な要因ということで、私どもとしては精査をさせていただきました。

そして、2点目の委託全般の関係ですけれども、今回の補正でお願いいたしました各委託につきましては全部指名競争入札で執行をしております。それで、内容の変更による減ではなくて、単純に落札による不用額というものを今回補正予算として減額をお願いしたという経緯でございますので、よろしく申し上げます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、私のほうから基金の積み立てについて御説明させていただきます。

まず初めに御説明申し上げたいのは、御承知かもわかりませんが、地財法の規定によりまして、決算剰余金の2分の1は積み立てなさいという規定があるのをまず御説明させていただきます。その中で、実は今まで財政調整基金のほうへの積み立てを行ってきました。今回、ここ2年間ほど、その財政調整基金を取り崩さずに財政運営ができてきたということを踏まえまして、今、いろいろと御質問、御指摘、こちらから答弁させていただいております公共施設の見直し、また長寿命化を計画していく中で、やはり初期投資が要るのではないかと。長寿命化をするにも、今のままやればいいんですけれども、何らかの補強をしなければなりません。そうすると初期投資が要るという中で、公共整備基金へこのために積み立てていったほうが、目標がはっきりして、財政計画上しやすいのではないかと、このように考えさせていただきました。ただ、その長寿命化計画も一、二年で終わるわけではありません。長い時間がかかると私、

想定しておりますけれども、そういった中で取り崩したり積んだりということになるかと思っておりますので、幾らまでという目標額というのは、今現在持ち合わせておりません。以上でございます。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、私どものほうからは子ども・子育て支援の新制度について、新しいソフトの導入について、どんな内容のソフトであるかをお答えいたします。

御存じのように、今、幼稚園、保育園等、二重の行政状況になっております。これを解消しようというのが大きなお題目でございまして、給付を共通の仕組みでもって、園に対する給付を行おうという考えがございまして、この辺の給付の仕組みを、全国統一のソフトでやっていこうというのが大きな改良点の一つでございまして。

今までのソフトでいけないのかという部分であります。国としては、今までのソフトを使ってもらっても、その部分についてはいいけれども、給付であったり、いろんな調査物、それから統計資料等のところはそれぞれのソフトを改良してそれぞれの市町村で独自に対応してくださいといった流れでございまして、今回のように、国のほうが示したソフト、これ100%補助で整備をいたしますので、それぞれの市町村、ほとんどこのソフトを導入してやっていくといった形になっております。

それから、今回の制度の改正でもって市民の方にどういう影響があるのかといった御質問でございまして。

一番大きなところは、今まで保育園への入園については、保育に欠ける状況の認定というのを市のほうでやっております。それと入所の判定というのを同時にやっておりました。ここを分離いたしまして、保育の必要性の認定を市のほうでさせていただきます。それぞれの御家庭には認定書を発行させていただきます。保育が必要であるのかないのか、保育が必要であるとすれば、どういうサービスが必要であるか。この辺の細かい区分けはまだ決まっておりますが、そういった認定書を発行させていただきます。各御家庭では、その認定書を持って、おのおのの施設と入園の契約をしていただくといった形に変わります。

そういった関係で、今介護の流れもそうでございますけれども、市町村は認定を出して、入所の契約については個人と施設の間でしていただく、こういった形に変わる予定でございまして。

それから防犯カメラの件につきましては、実は我々としましても、非常に防犯カメラまでつけなきゃいけないというのは残念に思っておりますが、9月議会でも御報告をさせていただきましたように、物品を壊すのみならず、最近では火をつけられると。放火が続いて起こっております。壊すだけでしたら、さほど付近の住民の方に迷惑をおかけいたしません。火をつけるとなると、周りに対する影響まで考えなければいけません。そういった中で、私どもとしましても、自衛策としてこの防犯カメラをつけさせていただいて、少しでも抑止力になればということで考えております。

市全体の判断基準としては、とりあえずないとは思っておりますが、この点につきましては

また別の部署でお答えをさせていただくことになると思います。

それから、次の民間保育所の処遇改善についてでございます。

この仕組みは、国のほうがいろんな保育サービスについて、基準の単価を設定しております。一定の数式に当てはめて人件費をはじめた場合に、実際に民間の保育所がその基準額を超えて給与等をお支払いになっている場合について、ある一定の限度額はありますが、超えた部分を補填すると。そういうことによって、民間保育所の給与を高く誘導しようとしている事業でございます。これについては、国のほうの100%補助になっておりまして、25年度までの時限立法という形になっております。

民間と公立の保育園の処遇や給与の差はどうなっているかという御質問でございます。

生涯賃金的なことまでは調べておりませんが、当初、採用されてから数年の部分につきましては、本給だけを見ますと、公立保育園より私立の保育園のほうが良いような傾向が見受けられます。

それから最後になろうかと思えます。この部分、永和保育園の駐車場の整備に至った経緯ということをお尋ねでございます。

議員御承知のように、永和保育園の駐車場というふうに書いてありますが、実際にはすぐ目の前に永和児童館もございます。すぐ西側には防災コミュニティセンターもございます。そういった中で、日々の使用において、永和児童館と永和保育園の前の道路、ここは非常に込み合いますし、防災コミュニティセンターで催し物をしようと思っても、なかなか駐車場がないといったこともございます。そういった中で、今まででもあの周辺で駐車場ということについては、いろいろ協議をされてきておりましたが、なかなか適当な土地が手当てできないといった中で、今般、3筆の土地を使わせていただくということについて、地主さんの御了解がいただけましたので、手続の第一歩といたしまして、転用決済金を計上させていただいたものでございます。

あと子ども・子育てに関連して、公立の保育園の特徴づけということも考えなければという御指摘でございます。私どもも、重々その辺については考えておりまして、先ほどもわかばの部分でお答えをいたしました。施設的には余裕ができてまいります。ただ、資金的にはなかなか心配な部分もございますので、今までのように4つの公立保育園がみんな同じような保育サービスを提供しようとするのはなかなか難しいだろうと。であるならば、それぞれの保育園を特徴を持たせた経営をすることによって、より高い保育サービスが提供できるのではないかとといった方向でもって、現在検討を進めているところでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○15番（吉川三津子君）

いろいろ工夫されて、前向きな答弁もあったなというふうに思っております。特に長寿命化等、公共施設についても進んでいくということを感じております。

数点ちょっと聞きたいんですけども、子ども・子育てのコンピューターソフトなんですけど、聞くところによると、自治体によってかなり金額が違うというお話を聞いてきているんですよ。

その辺のところの調査はされたのか。されていないのならば、していただかないといかんかなということをおもうんですが、その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、先ほど民間と直営の保育士の待遇で、本給が違うよと。どれくらい違うのか、御説明をいただきたいと思います。

それから、先ほど評価しているのは、公立保育園の特徴づけてというところが、これから多分ネックになってくると思うんですね。愛西市は、いろんな事業はたくさんあって、ほかの市よりも誇れるところがあります。その、今後は多分中身の充実をどう図っていくのかが、この愛西市の子育て支援の課題であろうと。大体の形はできてきた。その中身の充実というところが一つの問題であろうというふうに思っておりますけれども、この特徴づけについては、公立の保育園でも、保育の仕方とかいろんな部分で、かなり勉強して、公立全てが同じことをしているんじゃないかと、とても研究をされているわけです。

今、この保育園の保育士の皆さんの研修の機会はどうなっているんでしょうか。私、稲沢市とかいろんなところの子育ての担当のところともいろいろお話をさせていただいているんですけども、保育士が外に行って勉強をする機会というのがかなり多いんですけども、その辺、愛西市においては保育士の勉強の機会、提案の機会、そういったものがどうなっているのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず1点目の子ども・子育て新システムについて、他町村の調査をしたかどうかということ御指摘でございます。申しわけありません。これは国の100%補助ということもありまして、持ち出しはないというところで、調査まではしておりません。

それから、2点目の民間保育所との処遇の差でございます。

一応データとしてはいただいておりますが、公表していいかどうかまでの確認はしておりませんが、ざっと見たところ、2段階から3段階ほど高いところもございます。同じようなレベルのところもございます。ただ、2段階ほど高いと思われまます。

それから、3点目の公立保育園の保育士さんの研修の機会であります。

先ほど私、4つの保育園が同じことをやろうとしているというところで、それぞれ特徴がしるということについては承知をしております。研修の機会も、今いろんなところがあって、特に療育の分野とアレルギーの分野につきましては、非常に研修の機会も多うございます。できるだけ保育士さんを出してくださいということで、園長先生にもお願いをしておりますので、保育に支障のない範囲で出しているという現状でございます。以上です。

#### ○議長（加賀 博君）

一般会計補正予算、途中でありますが、ここで休憩をとらせていただきたいと思います。再開は2時40分再開といたします。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

#### ○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を続けます。

次に、6番・下村一郎議員、どうぞ。

#### ○6番（下村一郎君）

議案第58号、平成25年度補正予算を質問させていただきます。

1つ目に、地方交付税についてお尋ねします。

地方交付税が6億1,893万円ほど増額となり、合計で57億1,893万円になっております。24年度決算では58億5,469万円ということになっておるんですけれども、この57億の地方交付税の総額は、これが最終なのか、1つはお尋ねしたいと思います。

それから2つ目に、先ほども質問がございましたが、公共事業整備基金は、8月31日現在で29億8,936万円と、これに今回の積み立てで2億3,031万円を加えますと32億円余りとなります。

先ほども答弁がありましたけれども、ちょっとはっきりしませんでしたので、もう一度お伺いしたいんですが、地方財政法では財政調整基金に積むというふうになっておったんじゃないのかどうか、その点を1つお尋ねしたいと思います。

基金総額は161億円になりまして、市民1人当たり約25万円程度と。史上最高だと思いますが、これで間違いありませんか、お伺いをします。

3点目に、健康管理システム委託料については、先ほどもお話がございましたけれども、これについては、新年度でがん検診の郵送方法を変えられるというふうに伺いましたけれども、その他、このシステムに関係するかどうかわかりませんが、健康対策で、そのほかの政策を予算化する計画はありますかどうか、お尋ねをします。

以上3点をお伺いします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、初めに私のほうから地方交付税の関係についてお答えさせていただきます。

まず、今回の補正で地方交付税は全額なのかという御質問でございます。

議員おっしゃいますように、補正後の予算が57億1,893万5,000円になりますけれども、地方交付税の中身につきましては、普通交付税と特別交付税がございます。今回、補正をお願いしておりますのは、普通交付税の額が決定をしたので、補正をお願いしました。普通交付税の額がこれで決定したわけですが、55億6,893万5,000円となります。先ほど述べました特別交付税分については、まだ決定がされておられません。予算額で1億5,000万計上させていただいておりますけれども、これがふえるのか、もしくは減るのか、まだ決定されておられませんので、総額としてはまだ未定ということで御理解を賜りたいと思います。

それから、先ほどの吉川議員の御質問にもお答えをさせていただきました公共整備基金への積み立ての関係でございます。

初めに、財政調整基金に積むことになっているのではないかとということでございますけれども、地財法の中では、決算剰余金の2分の1相当を積み立てなければならないということで、何に積みというところまでは規定されてないと私は理解しております。

そういった中で、吉川議員にもお答えしましたけれども、今後、公共施設の見直しを進めて

いく中で、長寿命化計画が出てくると思います。インフラ全てそうでございますけれども、特に公共施設につきましては、今後、いろんな取り壊しもひょっとしてあるかもわかりません、長寿命化になるかもわかりません。そういった計画を進めていく中で、初期投資、いわゆる大規模修繕とか、そういったものが見込まれるのではないかとという中で、財政調整基金だけで運用しようとするすと、じゃあ財政調整基金が、今後交付税が厳しく、一本算定になって厳しくなっていく中で、どれだけ減額していくかわかりませんが、そういったことにも備えるために、公共施設は待ったなしですので、そちらのほうへ充当しやすく、目的を持った基金へ積んだほうがいいのではないかと。そういった考えの中で、今回、公共事業整備基金のほうへ積み立てということにさせていただきました。

2点目の、市民1人当たりの御質問については、申しわけありません、担当課長より御答弁させていただきますので、よろしくをお願いします。

#### ○財政課長（村津友章君）

24年度の基金残高126億9,600万ほどですが、それを人口で割りますと19万5,000円ほどになるかと思えます。

それと、県内の順位ということは、申しわけございませんが、そういうような把握はしておりません。以上です。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

私のほうから、システム改修に付随する部分と、来年度の事業の関係が2点あったかと思えます。

まず、今回のシステム改修の内容につきましては、先ほど三輪議員のほうにお答えしまして、それをどのように利用していくかというところでお答えさせていただきたいと思えます。

当然、新たなシステムを利用して、先ほど言いましたように、お一人お一人の受診券が作成されます。そして、それをわかりやすく個人に送るということで、やはり啓発につながると、1点は。そして、その送るに当たりまして、がん検診だけではなく、別で、例えば特定健診とか、あと後期高齢の健診は別で御案内を差し上げております。その辺を名寄せいたしまして、お一人には、あなたにはこれだけの検診を受けることができますよと、ぜひ受けてくださいねというようなふうでお知らせができたらなというふうで、今準備を進めておるところでございます。

また、医師会のほうの御協力も内々得て、がん検診での申込書を医療機関に置くと。今までですと、健康推進課のほうに取りに来ていただいていたのを、医療機関のほうに置いて、そこでがん検診を受けたいといった場合に、できるだけスムーズに医療機関で対応できるように、これも今のところ検討の段階ですが、そういうことも考えつつ進めておるのが現状でございます。

また、別で新規の事業という点でもお尋ねがありました。これにつきましては、今年度、御承知のように広報で毎月シリーズで、糖尿病についての記事を載せさせていただいたり、また24年度、25年度、糖尿病教室というようなものも開かせていただきました。広報につきまして

は、若干内容を、例えば生活習慣病とか、そういうほかの部分に切りかわる可能性はあるかもしれないませんが、有効に活用したいなど。また、教室についても、何らか引き続きやっていたらなあというふうで、これは予算の前段階でございますが、いろいろそういうようなことも考えながら進めてまいりたいと思っています。以上です。

#### ○6番（下村一郎君）

再質問ですけれども、政府の26年度予算の編成方針で、地方交付税の1兆円を減税するという記事が、きょう出ていまして、予算編成方針だと思えますけれども、愛西市も予算編成方針を出されまして、百九十何億というところプラスほかの庁舎などの事業が入るわけですけれども、政府のほうは地方交付税の上積み分を1兆円減らすというようなお話でございます。

これが実施された場合、愛西市への影響はどう見ているか。これは、不交付団体に支給される地方税についても、一定部分、法人分ですかね。全国的に使うというような動きもあるようで、はっきりしたことはわからんかと思えますけれども、影響をどう考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほど担当課にはお話ししてありましたので、質問する前に答えていただいたんですけれども、愛西市の積立金の1人当たりの金額は、25万円ほどと私が言いましたけれども、これは19万円から上がったわけで、それは相当ふえてきているということが言えると思うんですけれども、なかなか他市のことというのが、資料がちょっと私もよう見つけなかったんで、ただ貯金額、あるいは借金額、両方とも他市の状況がつかめるとよくわかるかなと思うんで、合併市町村と非合併市町村とは違うかもわかりませんが、やはりつかんでおく必要があるかなという気はしますが、それについての見解をお伺いしたいと。

それから、先ほどのお話で、健康管理システムの委託料については、単なるがん検診だけで利用するのかなと思っておりましたが、答弁では幅広く健診を促進するために、個人通知が非常に意味があるというお話でございましたので、これはこれとして、方向性としては前進ではないかという気はします。

せんだって、これは市長や多くの議員が参加されましたけれども、人工透析の関係で講演会がございまして、私も参加して、貴重なお話を、羽賀先生と管理栄養士さんのお話を伺って参考になりました。

この講演の中で、愛西市の人工透析が1番だというお話もあって、これは全国一だったか、愛知県一だったかちょっとわかりませんが、非常に高いというふうに聞きましたが、その順位というのはどこだったのでしょうか、一つは教えていただきたいと。

それから、これが仮に全国一となると重大問題ということで、愛知県一でも重大問題なんですけれども、いずれにしても1番というのは、こっちの方面はうれしくない1番ということで、その1番になった原因の究明が重要ですね。これを解決しない限りは、1番が2番、3番、4番というふうに下がっていくという事はあり得ますから、これについては研究されているのかどうか。この間、講演を聞きながらそう感じました。その点について、もし原因がわかったり、今後対応を考えていくというお気持ちがあるならば、お聞かせ願いたいと思います。

### ○企画部長（山田喜久男君）

地方交付税の今の国の動向について教えていただきましたけれども、申しわけありません。私ども、1兆円減というのがまだつかめておりませんが、今御説明の中で、上積み分という表現がございました。であるならば、私どもが言っておる特別加算というのがありますけれども、そのことであれば、25年度の愛西市では2億8,000万ほどございますので、そういったものに影響が出てくるというふうに考えております。解釈が間違っておればごめんなさい。別枠加算というのは、雇用対策ですとか、元気づくり推進費、こういったものに充当される交付税ですので、意味合いが違っていけば申しわけありません。

それから積立金の関係の1人当たりの他市の状況をつかむべきだということの中で、以前、この議会で前市長が御答弁されたと思いますが、尾張13市の中で、基金1人当たりと借入金1人当たりの差ですね。そういったものをここで答弁された記憶がございます。そういった答弁を準用させていただけるなら、尾張のほうでは上位にいるという答弁だったというふうに、記憶で申しわけありません。そういった状況の中で、他市のことも私ども把握していきたいというふうに考えております。以上でございます。

### ○市民生活部長（五島直和君）

先日の腎臓病対策の講演会につきましては、多数の議員の皆様方が御出席いただき、大変議員の皆様方、健康について関心が深いなということを改めて感じさせていただきました。

その講師の羽賀先生が言われた中で、先ほど議員の御質問の部分ですが、人工透析の患者数が、これは愛知腎臓財団というところの統計で、23年度末現在で人口1万人当たりで、愛知県内の市の部分で1位という、全国ではなく市の部分ということですが、残念な数値が出ております。これは23年度末の数値が出ました。

そして、透析患者が多いというような分析なんですけれども、あのときにも羽賀先生が言ってみえた糖尿病の由来、当然それが原因で透析になるというのはお聞き及びのとおりですが、それがなぜということになりますと、ちょっとその辺はまだ県の先生も交えて分析を、今担当課のほうもしておるところでございますが、どのようなふうに出るかわかりませんが、そのような状況で、今一生懸命、何らかの結果が出ないかなというふうで、県に相談して進めております。

### ○議長（加賀 博君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

### ○5番（真野和久君）

それでは、2点ほど質問します。

まず最初に、児童福祉総務費の子ども・子育て支援制度に伴うシステムの運用についてですが、先ほど吉川議員の質問の中でも出されていましたが、今回のシステムの導入によって、愛西市としてどのように変わってくるのかということが重要になってくるのではないかと思います。

先ほど、それぞれ個々の市民の方にとっては、申し込み等をそれぞれの保育園に直接行って

もらうと。認定書を渡すのでということでありましたけど、例えば今保育園の費用の問題とか、それから個々の保育園などの対応の問題とか、どういうふうに変わっていくのか。また、それに伴って市としての仕事等がどういうふうに変わるのかについてお尋ねをしたいと思います。

また、そういう中で、特に子ども・子育て新システムの関係でいくと、幼保の一本化という中での、例えば認定こども園とか、先ほどもありましたが、少人数保育とかいうような話も出ていますけれども、愛西市の中でそういった状況がこれから出てくるのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから2つ目のちびっこ広場整備工事費の話ですけれども、防犯カメラ設置についてですが、先ほどもある意味特別なケースというような形の答弁をいただきましたけれども、今後どうなっていくのか。また、この防犯カメラに関しては、ちびっこ広場だけではなくて、当然地下道とか、駅前とか、そうしたところにも設置をされていますけれども、そうした点もこれからどうしていくのかについてお尋ねをしたいと思いますし、今後こういったことが進んでくるのは余りよろしくない状況ではありますけれども、防犯カメラの運用等については、市として統一的な考え方が必要だというふうに思っています、要綱があるかどうか。また、管理などのあり方ですね。例えば統一して管理をしていくとか、そういったような考え方はないのかについてお尋ねします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず第1点目の子ども・子育て支援制度について、どう変わっていくのか、市の仕事はどう変わるのか、そういった御質問の中で、愛西市としましては、認定こども園ができていくとかいう話では、現在のところございませんので、基本的には見た目現状と大きくは変わらないという認識は持っております。

見た目といいますのは、先ほど言いましたように資金の流れの方向が多少変わりますので、そういった部分については変わりますが、大きく見たところ、保育園の入園申請を出すとか出さないとか、そういったところについては変わらないと思っております。

ただ、市としての仕事の中で、先ほど保育に関する認定をするという御説明をさせていただきました。今までは、幼稚園につきましては市のかかわりというのは、入園についてほとんど何もございません。これは、あくまで個人と幼稚園との契約の中で入園がなされておりましたけれども、今回のシステムを見ますと、先ほど言ったように、認定をするんだと。この区分けの中に、保育の必要がないという認定むしろというのがあります。今までは、保育園を希望される方については保育に欠ける状況の認定だけで済みましたが、今後については、幼稚園へ入るための保育の必要性がないという認定までしなければならないようには聞いておりますので、その分はふえていくのかなと思っております。

それからもう1つ、認定こども園なり小規模の保育施設について、ふえるのかという御質問でございます。

実際、この部分につきましては、今のアンケートの中で、例えば小規模ですと、すき間のニーズに対応するといった用途になろうかと思いますが、そういう用途がどのくらい出てくるの

かというところを見据えませんか、現在のところ、なかなか御返事は申し上げられないと思います。

ただ、認定こども園は、先ほども言いましたように、新たにつくるというような動きとしてはございません。

そういったところでしか、今のところ、まだ本当に細かいところまで国のほうからも示されておりませんので、具体的な細かいところまではなかなか申し上げにくいところでございます。

それから2点目の防犯カメラにつきまして、児童遊園、ちびっこ広場の部分だけは私のほうでお答えさせていただきます。

説明させていただきましたように、自衛的な措置としてやらせていただいております。ほかの児童遊園、ちびっこ広場につきましても、やはりいたずらというのはちょこちょこ発生しております。トイレやなんかの戸を壊される、便器を壊される、遊具を壊されるということがありますので、これも頻繁に起こるようになれば、また防犯カメラ等の設置も考えていかなければならないようになるかもしれませんが、現状のところは、先ほど説明した2カ所だけで考えております。一般的な考え方については、また答弁があるものと思っております。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、全般的に防犯カメラの考え方について、私のほうからお答えをさせていただきます。

この防犯カメラの関係につきまして、今後の市としての考え方ですね。先ほど吉川議員のほうからも非常に残念だと、私も共感する部分があります。しかし、福祉部長が申しあげましたように、自衛策という形で、今回補正をお願いしております。

御案内のとおり、社会情勢、そういった犯罪が多いという中で、実は津島警察署のほうからも防犯カメラの設置についての要望は要望としていただいております。しかしながら、当然つければいろんな問題があります。プライバシーの問題も出てきます。私どもの考え方としては、むやみに過度な設置については考えておりません。やっぱり必要最小限、適材適所、いろんな状況を判断した中で、今後設置をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、運用の関係でありますけれども、統一的な運用、あるいは管理を行ったほうがいいんじゃないかというお話でございますけれども、これはさきの9月議会でもちょっと触れさせていただきましたように、私どもも防犯カメラ、いわゆる愛西市が設置する公共施設等の防犯カメラの設置、運用、管理に関する要綱的なものをつくっております。これは、愛知県のつくっておりますガイドラインを基準にしてつくって、統一的に管理運営をしているというのが現状でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、子ども・子育て支援制度に関するシステムの関係でありますけれども、先ほど吉川議員の答弁の中でも、公立保育園等に関しては特徴を持った形でというような話もありましたが、例えば具体的にどんなことを考えられているのかについて、考えられることがあればお

尋ねたいというのがまず第1点です。

それから防犯カメラのことについて、要綱をつくっているということでありませけれども、要綱の中で特徴的な要綱の内容ですね。中身について、どのようになっているのかについて答弁をお願いします。

○福祉部長（小澤直樹君）

特徴ある保育園経営ということでございます。例えば資源を集中するという意味でありますと、療育に特化した保育園、例えばアレルギーを持ったお子さんに特化した保育園、延長保育に特化した保育園、一時保育的なものに特化した保育園、こういったものについては、現在よりもサービスを向上させようと思うと、ある程度資源を集中していく必要があるかということを考えておりますので、そういったものについて種々検討をしていくといったことで現在は考えております。以上でございます。

○総務部長（石原 光君）

市の要綱につきましては、先ほど申し上げましたように、愛知県がつくっておりますガイドラインというものに準拠した中で、要綱を策定しておるわけでございますけれども、ほとんど内容は県に準じた形の内容になっております。当然10条から規定の構成になっておりまして、管理者の設置、あるいは防犯カメラの設置ですね。設置場所、それから秘密保持も当然であります。画像の管理、それから画像の提供の制限等、こういったものも一応規定の中に設けております。

したがいまして、先ほど申し上げましたように、県のガイドライン的なものを遵守した中で策定をさせていただくというのが現状でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第59号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第59号：平成25年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

議案第59号について、1つは事業会計におきましては、高額療養費2,000万円補正の理由と、準備基金2,822万円の内容、また基金残高、それから診療所会計におきましては職員退職の内容、またそれに対する対策についてお尋ねをいたします。

○市民生活部長（五島直和君）

まず1点目、高額療養費の関係でお聞きになりましたと思いますが、平成25年度の予算につきまして、予算編成時におきましては、当然いろんな数字を比較するんですが、今回23年度の決算、24年度前半の伸び率などを考慮して、保険給付費の枠組みをいたしております。

そうした中で、一般被保険者高額療養費につきましては、本年度の6カ月の実績の中で、受診件数は前年度大差はないんですが、1件当たりの医療費が大きく伸びておるといような現象が生じております。であるからして、保険者としましては、年度末の支払いに不足が生じないように、あらかじめ今回補正のほうをお願いしたというのが現状でございます。

2点目の基金の関係ですが、こちらにつきましては、平成24年度決算の繰り越しが確定いたしました関連での補正でございます。

繰越金額が全体で7億1,410万1,765円ございました。そして、予算のほうで3億円計上いたしておりましたので、今回、その残額としてトータル4億1,410万2,000円を計上しておりますが、歳出のほうで、御承知のように国・県支出金の返還金と退職者療養給付費交付金の返還金などの財源のほうに充当させていただいておりますので、残った額の2億8,222万4,000円を準備基金として積み立てさせていただきました。そうすることによりまして、最終的な基金の総額は2億9,207万1,320円となります。

また、八開診療所の職員の退職の関係でございますが、平成25年8月31日付で、看護師であります職員が1名、一身上の都合により退職をいたしました。そうしたことによりましての補正でございます。

また、対応につきましては、当面は臨時職員の看護師を補充して対応していきたいと考えております。以上です。

#### ○4番（加藤敏彦君）

高額療養費の補正ですけれども、1件当たりの医療費が伸びているということですのでけれども、診療内容、病気なんかの特別なことがあるのかどうか。

それから、退職者の対策ですけれども、広報12月号では看護師募集で2名ですか、出ておりますけれども、1名の退職に対して1名の募集でいいんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の関係はどうなっているのか。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

高額療養費の関係でございますが、よく言われることは、医療の高度化による医療費の増加というような点で考えられております。また、そうした中で、個人に合わせての作用に合う薬、そういうものもいろいろと調合されて、そういうものの負担でふえているのではないかとこのように考えております。

また、補充の関係の広報の記事の関係ですが、先ほどの関係は正職員として1名の退職ですが、途中で臨時職員も都合によっておやめになったので、その部分も含めての2名という数字でございます。

#### ○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第60号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第60号：平成25年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第61号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・議案第61号：平成25年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第62号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・議案第62号：平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・請願第2号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・請願第2号：介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・委員会付託について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第46号から議案第56号、議案第58号から議案第62号、請願第2号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付をいたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第19・発議第1号：特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○5番（真野和久君）

それでは、特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

このことについては、地方自治法の第112条第2項及び愛西市議会会議規則第13条第1項の規定によって、別紙のとおり提出します。

12月5日提出で、提出者は私真野和久、賛同者は下村一郎、加藤敏彦の2名です。

提案理由ですが、まず最初に、初日のところでは陳情として、こちらと事務局との意思の疎通がまいちになっておりまして、その関係で陳情になってしまっていたので、それを取り下げて、今回、新たに発議としてお願いをいたしました。非常に急になってしまって、大変申しわけないと思っています。

提案理由としては、まさに特定秘密保護法に関しては、きょうにも参議院の委員会を通して、本会議がもしかしてあるかもしれないというようなところになっていきますけれども、さまざまな賛成・反対の考え方はあると思いますが、きのうの野党7党の態度等についても御存じだと思いますけれども、当然私たち日本共産党は、この秘密保護法に関しては、1つは秘密の指定の範囲が広過ぎるというような問題、特に幾らでも拡大できるような条文になっているようなことや、例えば検証機関を設けるといっても、結局内閣府の中につくってしまえば、行政の中につくってしまえば意味をなさないというような問題や、あるいは監視期間についても60年というとんでもないような状態になってしまっている。また、さらにそれにも特例を設けてしまうような、改正案でもそういう状況になっています。当然、取材の制限についてもさまざまな問題があるし、国民にとっても、知らない間に逮捕される、また知らないところで、さらにその理由も明かされないというような危険性が非常にあるということで、民主主義にとって大変

問題であるとして反対をしています。

ただし、それだけでなく、例えば今回の修正合意に同意したみんなの党や、あるいは維新の会にしても、今の手続の問題、衆議院でも公聴会の翌日に委員会で採決をし、翌日には本会議で採決をしてしまう。この参議院でも、翌日に公聴会を行う、また公聴会の翌日に、きょうまた委員会採決をしてしまおうとしているというような、手続上も非常に大きな問題があるということで、今反対を表明しているというような状況にもなっています。

当然、国民の中にも、世論調査でも過半数の人が、50%以上の方が慎重審議、あるいは反対を求めているというような状況にもなっている中で、この問題に関して、我々としても慎重に対応してもらいように意見書を出していくことは非常に大事だというふうに考えています。

条文に関しては、先日、弥富市議会で採択されたものを参考にしておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、発議第1号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

18番・大島功議員、どうぞ。

○18番（大島 功君）

この意見書の中で、慎重な対応という言葉が出ております。対応についてお尋ねをいたします。

○5番（真野和久君）

慎重な対応というのは、拙速に採択をして決めないということでありまして、このことに関しては、今の国会の中でも、当然野党の全てがそういった対応にするようにということをおられますし、また公聴会の中で、いわゆる与党自民党や公明党の参考人の中からでも、そうした対応を拙速にするな、慎重にやってほしいというようなことは出ているわけでありまして、中日新聞等の一般の新聞の中でも、PKO法案等に比べても、審議時間等もまだまだ短いと、十分ではないというようなこともあります。そして、担当大臣の答弁等も、あっちへ行ったりこっちへ行ったりと非常に不十分な点もある。そういった点でも、もう少し今回の強行採決をするなというようなことで、慎重な対応を要望するという意味です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました発議第1号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会への付託を省略することに決定いたし

ました。

次に、発議第1号の討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

24番・榎本雅夫議員。

#### ○24番（榎本雅夫君）

発議第1号：特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書の提出について、反対討論する前に、一言申し上げます。

きょう上程されたものをきょう決めるものではなく、委員会に付託して、その中で審議すべきであると考えます。

それでは、反対討論を行います。

日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、大量破壊兵器や国際テロ活動に適切に対処するためには、安全保障に関する重要な情報を入手し、その漏えいを防止し、国民の安全や国益を守ることは喫緊の課題であります。アルジェリアでは邦人が犠牲となりましたが、二度とあのような悲劇を起こしてはなりません。

現在、国家公務員法や自衛隊法、MDA秘密保護法にも秘密を漏えいした公務員等を処罰する規定はありますが、量刑が軽過ぎたり、情報の対象が限定されており、我が国の安全保障に関する重要な情報の漏えいを防ぐ法整備は万全とは言えません。兵器の情報や外交の暗号等が漏えいし、インターネット上に流れでもしたら取り返しがつかない事態となります。情報管理が万全でなければ、外国は重要な情報を我が国と共有しようとはしません。特定秘密を守るための法整備は、もはや国際基準としてなっているからであります。

特定秘密に指定されるのは、安全保障上に関する情報のうち、防衛、外交、スパイ防止、テロ防止の4分野に限定されています。また、国民の知る権利、報道の自由についても条文に明記されております。

首都大学東京法科大学院の前田教授は、特定秘密保護法案は世界の秘密保護の標準からいってごくごく常識的で、しかも秘密保護と報道の自由のバランスも非常によくとれている。秘密が漏えいすることで国が傷つき、国民の生活が脅かされ、不利益をこうむることを軽視すべきではない。特定秘密を保護して、国民の安全を守ること、国民の知る権利、情報の自由を守ることのバランスをとるためにどうするか、この法案は、恐らく考えられるぎりぎりの線になっている。政府の秘密の濫用ができないように歯どめをかけていると思うと言われております。

以上、識者の意見もありますように、特定秘密保護法は必要でありますので、特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書の提出について、反対討論をいたします。

#### ○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございますか。

[挙手する者なし]

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

4番・加藤敏彦議員。

#### ○4番（加藤敏彦君）

発議第1号：特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書の提出について。

6日の国会会期末を控え、秘密保護法案の審議が緊迫しております。安倍政権は成立を強行する構えですが、審議などを通じて法案の危険な中身が知られるとともに、国民の間では不安が一層募っており、反対の世論が広がっています。国民の目・耳・口をふさぎ、基本的人権も民主主義も破壊して、戦争への道を突き進む危険な法案の強行成立は許されません。

自民党の石破幹事長が、秘密保護法絶対阻止の絶叫戦術はテロ行為と、その本質に余り変わらないと、みずからのブログで発信しました。石破氏は、その後、一部を取り消しましたが、発言そのものは撤回していません。

秘密保護法案は、行政機関の長が安全保障に妨げになると判断すれば、軍事、外交、スパイ防止、テロ対策などの行政情報特定秘密と指定し、公務員や国から仕事を請け負う関連事業者が、故意であれ、過失であれ、それを漏らせば、最高懲役10年もの重罰を科す弾圧立法です。法案は、石破幹事長が口にしたテロについて、政治上その他の主義・主張に基づき、国家もしくは他人にこれを強要し、または社会に不安もしくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、また重要な施設その他のものを破壊する活動と、曖昧に規定するだけです。石破氏が言うように、国会を取り巻く秘密保護法反対の絶叫はテロ扱いされる危険は、決してあり得ない話ではありません。国民世論を敵視するだけにとどまらない石破氏の発言の重大性は明らかです。

秘密保護法案の危険性は、何が秘密か、それ自体が秘密で、行政機関の長の判断で特定秘密がどこまでも広がる危険に限られません。特定秘密の保全を義務づけられる公務員だけでなく、何が特定秘密に指定されているか知らされていない国民も、行政情報を知ろうとした場合、人を欺き、人に暴行を加え、もしくは人を脅迫する行為により特定秘密を取得しようとしたとして、重罰に処せられるおそれがあります。未遂でも、共謀、教唆、煽動しただけでも処罰の対象です。逮捕され、裁判にかけられるときにも、どんな特定秘密を取得しようとしたのか、公開されません。

秘密保護法案反対の声は、法曹界やジャーナリストなど、立場の違いを超えて急速に広がっています。週明け、12月2日付の朝日新聞の調査は、「反対」が50%に達し、「賛成」は25%に減りました。「今国会で成立させる」は14%にすぎません。

日本共産党は、このような法案は廃案にすべきと考えていますが、今の安倍政権の進め方は、議会制民主主義を踏みにじるやり方であり、問題ある法案は、徹底審議で結論を出すことを求めて、この発議第1号に対する賛成討論とします。

#### ○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者あり]

6番・下村一郎議員。

○6番（下村一郎君）

弥富市の意見書が、先月の27日に全会一致で採択されたと。同じような意見書が、福島県議会で全会一致で採択をされました。わかっているのはこれだけなんです、全国各地で今急速に秘密保護法に対する意見書案が可決されています。その多くは、拙速な決定を批判する内容であります。慎重審議せよという内容であります。もちろん中には明確に、秘密保護法案は戦前へ戻るから反対だという意見書を採択したところもありますけれども、先ほど榎本議員のほうから反対討論がありましたけれども、公明党議員も含めて採択されておるんで、これは慎重に審議せよということの意見書ですから、慎重に審議することに反対なんだなという感じを受けます。そういう面では、榎本さんの反対討論はちょっと筋が違うというふうに思います。

それから、識者の話、つまり学者の話が紹介されましたけれど、学者の話ではいっぱい出ています。私が言いたいのは、弁護士会が、全ての都道府県で全会一致でみんな決めたと、秘密保護法の反対を。そういうことが大きな問題です。

そして、白川、益川のノーベル賞学者など2,006人が、昨日ぐらいですかね、反対を表明された。これは幅広い、ありとあらゆるところで、藤原紀香さんの反対表明も新聞に載っていましたが、これは相当幅広い問題として受けとめられているということが言えます。

これは、安倍首相が急いで、集団自衛権だ、ほら何だといってどんどん右傾化していくという中で、この秘密保護法が出てきたと。何が秘密か、はっきりしない秘密保護法。つまり、秘密がわからんまま逮捕されるという保護法。

昨日、日本共産党の国会議員が請求しておった原子力規制庁の情報が、138ページにわたって真っ黒塗りで返ってきたということが報道されています。つまり、今からも情報が隠されている。特に福島原発の問題を大きく取り上げた計画が示されないということが現に起こっている。恐ろしい流れでございます。

そういうことについて、急いで採決をするというやり方は間違っている。こういうことから、慎重な対応を求める意見書が出されておるわけでございます。

吉永小百合、大竹しのぶ、こういう人たちも反対されたといっぴびっくりしましたけれど、いずれにしても全国で今多くの皆さんが、このまま行くと安倍内閣はどこへ行ってしまおうだろう、戦前のほうに向かってひた走り、こういうふうに受けとめられてきつつあります。

そういう安倍内閣は、ますますどんどん支持率を減らしてきております。今、無理やりに通そうとしていますけれども、そういう中で、この意見書が当市議会に出されたわけでありますので、市議会議員の皆さんも、戦前をよく御存じの方もありますでしょうし、将来を不安に思う方もあるかと思っておりますけれども、事前に相談しないような面がありましたので、その点は我が党としても大変まずかったというふうに判断をしておりますけれども、いずれにしてもそういう内容ですので、ぜひこの意見書は採択をしていただきたいと。そういう意味で、賛成

討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございますか。

〔挙手する者あり〕

15番・吉川三津子議員。

○15番（吉川三津子君）

共産党さん、公明党さん、党としていろんなお考え、個人としてのお考え、賛成、反対、しっかりお持ちだと思います。しかし、多くの国民が、わからないから不安という意見が大変多いのではないかと感じております。不安で心配というのが現状ではないかと思っております。

昨日、安倍首相の発言の中で、決まってから国民に説明すればいいんだという発言がありました。本当に順序が逆だと思います。これだけ国民の不安がある中で、強行に進めてしまうということは問題であるという意味で、そういった面であれば、この議会の多くの皆さんも合意いただけるのではないかとこのように感じております。

そういった視点で、多くの方がわからないというところで、こういった心配のある法案を進めてしまうことには、私は問題があると思っておりますので、この意見書には賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、発議第1号は否決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、12月9日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後3時33分 散会

